

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
3	5	5 あて先は、 <u>特許異議</u> 、審判又は再審に係属中の場合はその事件に係る特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。	5 あて先は、審判又は再審に係属中の場合はその事件に係る特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
5	6	<p>6 「事件の表示」の欄には、<u>特許異議に係属中のものについては「異議○○○○-○○○○○○」のように特許異議の番号を</u>、審判に係属中のものについては「無効○○○○-○○○○○○」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審○○○○-○○○○○○」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願○○○○-○○○○○○」のように延長登録出願の番号を記載する。</p> <p>様式第5（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 選 定 届 (平成 年 月 日)</p> <p><u>特許庁長官 殿</u> <u>(特許庁審判長 殿)</u></p> <p>1 事件の表示</p> <p>2 代表者 事件との関係 住所（居所） 氏名（名称） ㊞</p> <p>3 代理人 住所（居所） 氏名（名称） ㊞</p> <p>4 添付書類の目録 (1) 代表者であることを証明する書面 1通 (2) (通)</p>	<p>6 「事件の表示」の欄には、審判に係属中のものについては「無効○○○○-○○○○○○」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審○○○○-○○○○○○」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願○○○○-○○○○○○」のように延長登録出願の番号を記載する。</p> <p>様式第5（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 選 定 届 (平成 年 月 日)</p> <p><u>特許庁長官 殿</u></p> <p>1 事件の表示</p> <p>2 代表者 事件との関係 住所（居所） 氏名（名称） ㊞</p> <p>3 代理人 住所（居所） 氏名（名称） ㊞</p> <p>4 添付書類の目録 (1) 代表者であることを証明する書面 1通 (2) (通)</p>

1 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては「無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。

6

様式第6（第9条関係）

氏名（名称）変更届
（平成 年 月 日）

特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

- 1 事件の表示
- 2 氏名（名称）を変更した者
事件との関係
住所（居所）
旧氏名（名称）
新氏名（名称） ㊞
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称） ㊞

7

様式第7（第9条関係）

住所（居所）変更届
（平成 年 月 日）

特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

- 1 事件の表示
- 2 住所（居所）を変更した者

1 「事件の表示」の欄には、審判に係属中のものについては「無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。

様式第6（第9条関係）

氏名（名称）変更届
（平成 年 月 日）

特許庁長官 殿

- 1 事件の表示
- 2 氏名（名称）を変更した者
事件との関係
住所（居所）
旧氏名（名称）
新氏名（名称） ㊞
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称） ㊞

様式第7（第9条関係）

住所（居所）変更届
（平成 年 月 日）

特許庁長官 殿

- 1 事件の表示
- 2 住所（居所）を変更した者

8

事件との関係
旧住所（居所）
新住所（居所）
氏名（名称）

㊞

3 代理人

住所（居所）
氏名（名称）

㊞

様式第8（第9条関係）

印鑑変更届

（平成 年 月 日）

特許庁長官 _____ 殿
（特許庁審判長 _____ 殿）

1 事件の表示

2 印鑑を変更する者

住所（居所）
氏名（名称）

新印鑑

㊞

3 代理人

住所（居所）
氏名（名称）

㊞

10

様式第10（第9条の2関係）

代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅、復代理人選任、復代理人変更、復代理権変更、復代理権消滅）届

（平成 年 月 日）

特許庁長官 _____ 殿
（特許庁審判長 _____ 殿）

1 事件の表示

2 手続をした者

事件との関係
住所（居所）

事件との関係
旧住所（居所）
新住所（居所）
氏名（名称）

㊞

3 代理人

住所（居所）
氏名（名称）

㊞

様式第8（第9条関係）

印鑑変更届

（平成 年 月 日）

特許庁長官 _____ 殿

1 事件の表示

2 印鑑を変更する者

住所（居所）
氏名（名称）

新印鑑

㊞

3 代理人

住所（居所）
氏名（名称）

㊞

様式第10（第9条の2関係）

代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅、復代理人選任、復代理人変更、復代理権変更、復代理権消滅）届

（平成 年 月 日）

特許庁長官 _____ 殿

1 事件の表示

2 手続をした者

事件との関係
住所（居所）

- 氏名（名称） ㊟
- 3 届出の内容
 選任した代理人
 住所（居所）
 氏名（名称）
- 4 代理人
 住所（居所）
 氏名（名称） ㊟
- 5 添付書類の目録
 (1) 代理人の選任を証明する書面 1通
 (2) () 通

1 1 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては「無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように再審の番号を、特許権に係るものについては「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のように特許の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。

12 様式第12（第9条の2関係）

代理人受任（復代理人受任）届
 （平成 年 月 日）

特許庁長官 _____ 殿
 （特許庁審判長 _____ 殿）

1 事件の表示
 2 手続をした者
 事件との関係
 住所（居所）

- 氏名（名称） ㊟
- 3 届出の内容
 選任した代理人
 住所（居所）
 氏名（名称）
- 4 代理人
 住所（居所）
 氏名（名称） ㊟
- 5 添付書類の目録
 (1) 代理人の選任を証明する書面 1通
 (2) () 通

1 「事件の表示」の欄には、審判に係属中のものについては「無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように再審の番号を、特許権に係るものについては「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のように特許の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。

様式第12（第9条の2関係）

代理人受任（復代理人受任）届
 （平成 年 月 日）

特許庁長官 _____ 殿

1 事件の表示
 2 手続をした者
 事件との関係
 住所（居所）

		氏名 (名称)		氏名 (名称)	
	3	受任した代理人		受任した代理人	
		住所 (居所)		住所 (居所)	
		氏名 (名称)	㊞	氏名 (名称)	㊞
	4	添付書類の目録		添付書類の目録	
		(1) 代理権を証明する書面	1 通	(1) 代理権を証明する書面	1 通
		(2) ()	通	(2) ()	通
13	6	6 明細書を補正するときは、明細書の全文又は「【発明の名称】」、段落番号「【○○○○】」若しくは「【配列表】」を単位として補正しなければならない(補正により記載を変更した個所に下線を引くこと(「【】及び「【】」で囲んだ欄名は除く。))。この場合において、段落番号「【○○○○】」の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は見出しを追加、削除若しくは変更する補正をするときは、明細書の全文を単位として補正をしなければならない。 <u>特許法第17条の5</u> の規定により訂正した明細書について補正をするときは、段落、文献、実施例、化学式、数式、表等に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの段落を削除するときは、「【○○○○】(削除)」のように記載し、明細書及び特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。		6 明細書を補正するときは、明細書の全文又は「【発明の名称】」、段落番号「【○○○○】」若しくは「【配列表】」を単位として補正しなければならない(補正により記載を変更した個所に下線を引くこと(「【】及び「【】」で囲んだ欄名は除く。))。この場合において、段落番号「【○○○○】」の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は見出しを追加、削除若しくは変更する補正をするときは、明細書の全文を単位として補正をしなければならない。 <u>特許法第17条の4</u> の規定により訂正した明細書について補正をするときは、段落、文献、実施例、化学式、数式、表等に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの段落を削除するときは、「【○○○○】(削除)」のように記載し、明細書及び特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。	
	7	7 特許請求の範囲を補正するときは、特許請求の範囲の全文又は「【請求項○】」を単位として補正しなければならない(補正により記載を変更した個所に下線を引くこと(「【請求項○】」の欄名は除く。))。この場合において、請求項の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があった後の補正をするときは、特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。 <u>特許法第17条の5</u> の規定により訂正した特許請求の範囲について補正をするときは、請求項、化学式、数式、表等に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの請求項を削除するときは、「【請求項○】(削除)」のように記載し、明細書及び特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。		7 特許請求の範囲を補正するときは、特許請求の範囲の全文又は「【請求項○】」を単位として補正しなければならない(補正により記載を変更した個所に下線を引くこと(「【請求項○】」の欄名は除く。))。この場合において、請求項の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があった後の補正をするときは、特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。 <u>特許法第17条の4</u> の規定により訂正した特許請求の範囲について補正をするときは、請求項、化学式、数式、表等に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの請求項を削除するときは、「【請求項○】(削除)」のように記載し、明細書及び特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。	
	8	8 図面を補正するときは、全図又は「【図○】」を単位として補正しなければならない。 <u>特許法第17条の5</u> の規定により訂正した図面について補正をす		8 図面を補正するときは、全図又は「【図○】」を単位として補正しなければならない。 <u>特許法第17条の4</u> の規定により訂正した図面について補正をす	

		るときは、図面に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの図面を削除するときは、「【図○】（削除）」のように記載し、全図を単位として補正をしなければならない。	るときは、図面に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの図面を削除するときは、「【図○】（削除）」のように記載し、全図を単位として補正をしなければならない。
14	2	2 「補正対象書類名」の欄には、「 <u>審判請求書</u> 」、「 <u>特許異議申立書</u> 」、「 <u>訂正請求書</u> 」、「 <u>優先権主張書</u> 」（2以上の優先権主張書を提出しているときは、「平成○○年○○月○○日提出の優先権主張書」）のように補正する書類名を記載する。	2 「補正対象書類名」の欄には、「 <u>審判請求書</u> 」、「 <u>訂正請求書</u> 」のように補正する書類名を記載する。
	3	3 「補正対象項目名」の欄には、「 <u>請求人</u> 」、「 <u>被請求人</u> 」、「 <u>優先権の主張</u> 」のように補正する個所を記載する。	3 「補正対象項目名」の欄には、「 <u>請求人</u> 」、「 <u>被請求人</u> 」のように補正する個所を記載する。
	4	4 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が <u>特許出願人</u> 、 <u>審判請求人</u> 、 <u>延長登録出願人</u> 、 <u>代表者</u> 、 <u>代理人又は特許異議申立人</u> の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。 <u>なお、「優先権主張書」の「【優先権の主張】」の欄に記載した事項を補正するときは、補正後の当該欄に係る事項の全て（補正を要しない優先権の主張に係る事項を含む。）を記載する。</u>	4 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が <u>審判請求人</u> 、 <u>延長登録出願人</u> 、 <u>代表者又は代理人</u> の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。
15	2	2 「補正に係る書類名」の欄には、「 <u>審判請求書</u> 」、「 <u>特許異議申立書</u> 」、「 <u>訂正請求書</u> 」のように書類名を表示する。	2 「補正に係る書類名」の欄には、「 <u>審判請求書</u> 」、「 <u>訂正請求書</u> 」のように書類名を表示する。
15の 2	1	1 審判に係属中は、「 <u>【特許出願人】</u> 」を「 <u>【審判請求人】</u> 」とする。	1 審判に係属中は、「 <u>【請求人】</u> 」を「 <u>【審判請求人】</u> 」とする。
18	19	19 第12条第3項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。 イ（略） ロ 「 <u>【事件の表示】</u> 」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、 <u>別の用紙</u> に次のように「 <u>【別紙】</u> 」と記載し、「 <u>【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】</u> 」及び「 <u>【移転登録申請に係る特許番号】</u> 」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。	19 第12条第3項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。 イ（略） ロ 「 <u>【事件の表示】</u> 」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、 <u>別の別紙</u> に次のように「 <u>【別紙】</u> 」と記載し、「 <u>【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】</u> 」及び「 <u>【移転登録申請に係る特許番号】</u> 」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】

特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、
特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、

【移転登録申請に係る特許番号】

特許第○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○号、
特許第○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○号、

ハ～ト (略)

【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】

特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、
特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、

【移転登録申請に係る特許番号】

特許第○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○号、
特許第○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○号、

ハ～ト (略)

26 11 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

28 28 第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは同様とする。また、第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を

11 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

28 第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第3項の規定により、第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは同様とする。また、第27条の4第3項の規定により、第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を

省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】
【出願日】
【出願番号】
（【出願の区分】）
（【アクセスコード】）
（【優先権証明書提供国（機関）】）
（【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】
【出願日】
【出願番号】
（【出願の区分】）
（【アクセスコード】）
（【優先権証明書提供国（機関）】）
（【提供国（機関）における出願の番号】）

29 29 第27条の4第3項の規定により、特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考28に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出

省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】
【出願日】
【出願番号】
（【出願の区分】）
（【アクセスコード】）
（【優先権証明書提供国（機関）】）
（【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】
【出願日】
【出願番号】
（【出願の区分】）
（【アクセスコード】）
（【優先権証明書提供国（機関）】）
（【提供国（機関）における出願の番号】）

29 第27条の4第1項の規定により、特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考28に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出

願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号)及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

38 38 特許法第41条第1項（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）を伴う特許出願」と記載する。また、同法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う特許出願」と記載する。

29 14 14 「発明の詳細な説明」は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに従い、「【発明の名称】」の欄の次に、次の要領で記載する。

イ・ロ (略)

ハ 特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他その文献公知発明に関する情報の所在を記載する。

その記載は、情報の所在ごとに行を改めて記載し、特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは「【特許文献1】特開

願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号)及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

(新設)

14 「発明の詳細な説明」は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに従い、「【発明の名称】」の欄の次に、次の要領で記載する。

イ・ロ (略)

ハ 特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他その文献公知発明に関する情報の所在を記載する。

その記載は、情報の所在ごとに行を改めて記載し、特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは「【特許文献1】特開

〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報」のように記載し、学術論文の名称その他情報の所在を記載しようとするときは「【非特許文献1】〇〇〇〇著、「△△△△」××出版、〇〇〇〇年〇月〇日発行、p. 〇〇～〇〇」のように、著者、書名、発行年月日等の必要な事項を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【特許文献】」及び「【非特許文献】」の見出しを付し、これらの記載の前にはなるべく「【先行技術文献】」の見出しを付す。

なお、「特許文献」又は「非特許文献」が2以上あるときは、なるべく次のように「【特許文献1】」、「【特許文献2】」、「【非特許文献1】」、「【非特許文献2】」のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付して記載する。ただし、第45条の5又は第50条の15第2項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。

【先行技術文献】

【特許文献】

【特許文献1】

【特許文献2】

【非特許文献】

【非特許文献1】

【非特許文献2】

ニ (略)

ホ 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載し、当該記載事項の前には、「【発明を実施するための形態】」の見出しを付す。また、実施例の記載の前には、なるべく「【実施例】」の見出しを付し、実施例が2以上あるときは、なるべく「【実施例1】」、「【実施例2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。ただし、第45条の5又は第50条の15第2項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。

〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報」のように記載し、学術論文の名称その他情報の所在を記載しようとするときは「【非特許文献1】〇〇〇〇著、「△△△△」××出版、〇〇〇〇年〇月〇日発行、p. 〇〇～〇〇」のように、著者、書名、発行年月日等の必要な事項を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【特許文献】」及び「【非特許文献】」の見出しを付し、これらの記載の前にはなるべく「【先行技術文献】」の見出しを付す。

なお、「特許文献」又は「非特許文献」が2以上あるときは、なるべく次のように「【特許文献1】」、「【特許文献2】」、「【非特許文献1】」、「【非特許文献2】」のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付して記載する。ただし、第50条の15第2項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。

【先行技術文献】

【特許文献】

【特許文献1】

【特許文献2】

【非特許文献】

【非特許文献1】

【非特許文献2】

ニ (略)

ホ 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載し、当該記載事項の前には、「【発明を実施するための形態】」の見出しを付す。また、実施例の記載の前には、なるべく「【実施例】」の見出しを付し、実施例が2以上あるときは、なるべく「【実施例1】」、「【実施例2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。ただし、第50条の15第2項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。

		へ (略)			へ (略)
16	16	化学式等を明細書中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。ただし、 <u>第45条の5又は第50条の15第2項</u> において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。	16	16	化学式等を明細書中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。ただし、 <u>第50条の15第2項</u> において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。
	19	19 <u>第45条の5又は第50条の15第2項</u> において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成する場合であつて、明細書の段落の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記載する。 イ・ロ (略)	19	19	<u>第50条の15第2項</u> において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成する場合であつて、明細書の段落の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記載する。 イ・ロ (略)
29の 2	15	15 <u>第45条の5又は第50条の15第2項</u> において準用する第24条の4の規定により訂正した特許請求の範囲を作成する場合であつて、特許請求の範囲の請求項の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記載する。 イ・ロ (略)		15	<u>第50条の15第2項</u> において準用する第24条の4の規定により訂正した特許請求の範囲を作成する場合であつて、特許請求の範囲の請求項の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記載する。 イ・ロ (略)
	16	16 化学式等を特許請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。ただし、 <u>第45条の5又は第50条の15第2項</u> において準用する第24条の4の規定により訂正した特許請求の範囲を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。		16	化学式等を特許請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。ただし、 <u>第50条の15第2項</u> において準用する第24条の4の規定により訂正した特許請求の範囲を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。
30	13	13 <u>第45条の5又は第50条の15第2項</u> において準用する第25条の規定により訂正した図面を作成する場合であつて、図の追加又は削除の訂正をするときは		13	<u>第50条の15第2項</u> において準用する第25条の規定により訂正した図面を作成する場合であつて、図の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記

、次の要領で記載する。

イ・ロ (略)

31の
9

様式第31の9 (第25条の7、第31条の2、第38条の2関係)

- 3 第25条の7第6項、第31条の2第8項及び第38条の2第4項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【出願の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示（出願の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願○○○○-○○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○○、
特願○○○○-○○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○○、

36

- 1 「【最初の出願の表示】」の欄の「【国名】」、「【出願日】」及び「【出願番号】」には、特許法第43条第1項（同法第43条の2第2項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。））、第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）、第43条の3第1項若しくは第2項の規定又は1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名（国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。）、出願の年月日及び出願の番号を記載する。ただし、特許法第43条第1項（同法第43条の2第2項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。））及び同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面を提出したとき又は第27条の4第4項の規定により当該願書に、国の国名、出願の年月日及び出願の番号を記載したときは、欄を設けるには及ばない。2以上の優先権の主張を伴う特許出願の場合であつて、同時に2以上の優先権証明書を提出するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【最初の出願の表示】

【国名】

載する。

イ・ロ (略)

様式第31の9 (第25条の7、第38条の2関係)

- 3 第25条の7第6項及び第38条の2第4項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【出願の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示（出願の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願○○○○-○○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○○、
特願○○○○-○○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○○、

- 1 「【最初の出願の表示】」の欄の「【国名】」、「【出願日】」及び「【出願番号】」には、特許法第43条第1項、第43条の2第1項若しくは第2項の規定又は1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名（国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。）、出願の年月日及び出願の番号を記載する。ただし、特許法第43条第1項（特許法第43条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面を提出したとき又は第27条の4第2項の規定により当該願書に、国の国名、出願の年月日及び出願の番号を記載したときは、欄を設けるには及ばない。2以上の優先権の主張を伴う特許出願の場合であつて、同時に2以上の優先権証明書を提出するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【最初の出願の表示】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【最初の出願の表示】

【出願日】

【出願番号】

【最初の出願の表示】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

36の

2

様式第36の2（第27条の4関係）

【書類名】 優先権主張書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【優先権の主張】

【提出物件の目録】

〔備考〕

1

1 特許法第43条第1項、第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）又は同法第43条の3第1項若しくは第2項の規定による優先権を主張しようとするときは、「【優先権の主張】」の欄には、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」の欄を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項第1号に規定する事

項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。
また、第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」の欄を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、追加する優先権の主張が2以上となるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

また、当該優先権の主張が同法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定によるものであるときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張」と記載する。

- 2 2 特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとするときは、「【優先権の主張】」（備考1に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に、「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」の欄には「平成何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。なお、追加する優先権の主張が2以上となる場合は、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

また、当該優先権の主張が同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものであるときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する正当な理由がある場合にするものに限る。）」と記載する。

- 3 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで

及び23から26まで、様式第4の備考2及び4、様式第15の2の備考2、様式第16の備考2並びに様式第26の備考9と同様とする。

36の
3

様式第36の3（第27条の4の2、第38条の14関係）

【書類名】 回復理由書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【回復の理由】

【提出物件の目録】

〔備考〕

1 1 「【回復の理由】」の欄には、特許法第41条第1項に規定する先の出願の日から1年以内又はパリ条約第4条A(1)に規定する優先期間内に特許出願をすることができなかつた理由について具体的に記載する。

2 2 「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「【回復の理由】」の欄に記載した理由を証明する書類名を記載する。

3 3 第27条の4の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）及び第38条の14第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【出願の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示（出願の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、
特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、

4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考2及び4、様式第15の2の備考2並びに様式第26の備考9と同様とする。

44 8 8 特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により出願審査の請求をするときは、「【代理人】」（「【調査報告番号】」の欄を設けた場合にあつては「【調査報告番号】」、「【手数料の表示】」の欄を設けた場合にあつては「【手数料の表示】」、備考5に該当する場合にあつては「【持分の割合】」又は「【その他】」、備考6に該当する場合にあつては「【手数料に関する特記事項】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求」と記載する。

(新設)

9 9 (略)

8 (略)

52の2 様式第52の2（第38条の2の2、第38条の2の3及び第38条の14の2関係）

様式第52の2（第38条の2の2及び第38条の2の3関係）

61の2 様式第61の2（第45条の2関係）

特許異議申立書
特許印紙 (平成 年 月 日)

(円)

特許庁長官 殿

1 特許異議の申立てに係る特許の表示

特許番号

請求項の表示

2 特許異議申立人

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

ミリの番号」の欄には電話又はファクシミリの番号を、「連絡先」の欄には「担当は〇〇〇〇」のように当該法人に所属する担当弁理士の名前を記載し、指定社員制度を利用した事件の場合にあつては、なるべく、「代理人」の欄の中に「電話又はファクシミリの番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話又はファクシミリの番号」の欄には電話又はファクシミリの番号を、「連絡先」の欄には「担当は指定社員〇〇〇〇」のように指定社員の名前を記載する。

5 5 「意見書提出の希望の有無」の欄には、特許法第120条の5第5項の規定による意見書の提出を希望しない旨の申出をするか否かが明確に分かるように、「希望する」又は「希望しない」と記載する。

6 6 「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。

イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ロ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項

ハ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号

ホ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示

7 7 第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄の次に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄の次に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。

8 8 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第56の備考8並びに様式第57の備考2と同様とする。

(平成 年 月 日)

特許庁審判長 殿

1 異議番号

2 特許権者 (参加人)

住所 (居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名 (名称) ㊞

(国籍)

3 代理人

住所 (居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名 (名称) ㊞

4 取消理由通知の日付

5 意見の内容

6 証拠方法

7 添付書類又は添付物件の目録

[備考]

1 1 「異議番号」の欄には、「異議〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように特許異議の番号を記載する。

2 2 特許法第120条の5第6項の意見書を提出するときは、「取消理由通知の日付」の欄を「訂正拒絶理由通知の日付」とする。

3 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4、6及び7と同様とする。

様式第61の4 (第45条の3関係)

特許
印紙

訂正請求書

(平成 年 月 日)

(円)

特許庁審判長 殿

61の
4

1 異議番号

2 特許番号

3 請求項の数

4 請求人

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称） ㊞

（国籍）

5 代理人

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称） ㊞

6 請求の趣旨

7 請求の理由

8 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 1 「請求の趣旨」の欄は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求をする場合にあっては、第46条の2第1項及び特許法第120条の5第9項（同法第174条第1項において準用する場合を含む。）において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごと又は一群の請求項ごとの請求である旨を記載する。
- 2 2 「請求の理由」の欄は、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正の理由」、「3. 訂正事項」、「4. 訂正の原因」のように項目を設けて記載し、「3. 訂正事項」及び「4. 訂正の原因」の欄は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求をする場合にあっては、第46条の2第1項及び特許法第120条の5第9項（同法第174条第1項において準用する場合を含む。）において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごとに又は一群の請求項ごとに、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。
- 3 3 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る特許権であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 請求の理由」の欄の次に「8 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。

	<p>4 <u>4 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第56の備考8、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第61の3の備考1と同様とする。</u></p>	
61の5	<p><u>様式第61の5 (第45条の3関係)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>意 見 書</u></p> <p style="text-align: right;">(平成 年 月 日)</p> <p><u>特許庁審判長 殿</u></p> <p><u>1 異議番号</u></p> <p><u>2 特許異議申立人</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>住所(居所)</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(電話又はファクシミリの番号)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>氏名(名称) ⑩</u></p> <p><u>3 代理人</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>住所(居所)</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(電話又はファクシミリの番号)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>氏名(名称) ⑩</u></p> <p><u>4 意見の内容</u></p> <p><u>5 証拠方法</u></p> <p><u>6 添付書類又は添付物件の目録</u></p> <p>[備考]</p> <p><u>様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4及び6並びに様式第61の3の備考1と同様とする。</u></p>	
61の6	<p><u>様式第61の6 (第46条関係)</u></p>	<p><u>様式第61の2 (第46条関係)</u></p>
62	<p><u>様式第62 (第46条及び第46条の2関係)</u></p>	<p><u>様式第62 (第46条及び第46条の3関係)</u></p>
2	<p>2 <u>訂正審判又は訂正審判若しくは特許異議の申立てに対する再審を請求する</u></p>	<p>2 訂正審判を請求するときは、「被請求人」の欄には、記入するには及ばな</p>

ときは、「被請求人」の欄には、記入するには及ばない。

(削る)

5 5 訂正審判を請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求するときは、「請求の趣旨」の欄は、第46条の2第1項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごと又は一群の請求項ごとの請求である旨を記載する。

6 6 「請求の理由」の欄は、次の要領で記載する。

イ・ロ (略)

ハ 訂正審判を請求するときは、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正の理由」、「3. 訂正事項」、「4. 訂正の原因」のように項目を設けて記載し、「3. 訂正事項」及び「4. 訂正の原因」の欄は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、第46条の2第2項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごとに又は一群の請求項ごとに、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。

(削る)

(削る)

い。

5 「氏名(名称)」は、法人又は法人ではない社団等にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者(管理人)の定めのある社団(財団)」のように当該法人等の法的性質を記載する。

6 訂正審判を請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求するときは、「請求の趣旨」の欄は、第46条の3第1項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごと又は一群の請求項ごとの請求である旨を記載する。

7 「請求の理由」の欄は、次の要領で記載する。

イ・ロ (略)

ハ 訂正審判を請求するときは、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正の理由」、「3. 訂正事項」、「4. 訂正の原因」のように項目を設けて記載し、「3. 訂正事項」及び「4. 訂正の原因」の欄は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、第46条の3第2項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごとに又は一群の請求項ごとに、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。

8 「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。

イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ロ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項

ハ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号

ホ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示

9 第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄の次に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委

7・8	7・8 (略)	任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。 10・11 (略)
9	9 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第56の備考8、 <u>様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考3、4、6及び7と同様とする。</u>	12 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、 <u>様式第10の備考6、様式第56の備考8並びに様式第57の備考2と同様とする。</u>
63 1	1 <u>1 「審判番号」の欄には、「無効○○○○-○○○○」のように審判の番号を記載する。</u>	(新設)
2	2 (略)	1 (略)
3	3 (略)	2 (略)
4	4 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに <u>様式第61の2の備考4及び6</u> と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人又は代理人」とあるのは「被請求人又は被請求人の代理人」と読み替えるものとする。	3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに <u>様式第62の備考8</u> と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人又は代理人」とあるのは「被請求人又は被請求人の代理人」と読み替えるものとする。
63の2	<u>様式第63の2 (第46条の2及び第47条関係)</u>	<u>様式第63の2 (第46条の3及び第47条関係)</u>
2	2 「請求の趣旨」の欄は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、 <u>第46条の2第1項及び特許法第134条の2第9項</u> において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごと又は一群の請求項ごとの請求である旨を記載する。	2 「請求の趣旨」の欄は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、 <u>第46条の3第1項及び特許法第134条の2第9項</u> において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごと又は一群の請求項ごとの請求である旨を記載する。
3	3 「請求の理由」の欄は、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正の理由」、「3. 訂正事項」、「4. 訂正の原因」のように項目を設けて記載し、「3. 訂正事項」及び「4. 訂正の原因」の欄は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、 <u>第46条の2第2項及び特許法第134条の2第9項</u> において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごとに又は一群の請求項ごとに、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。	3 「請求の理由」の欄は、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正の理由」、「3. 訂正事項」、「4. 訂正の原因」のように項目を設けて記載し、「3. 訂正事項」及び「4. 訂正の原因」の欄は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、 <u>第46条の3第2項及び特許法第134条の2第9項</u> において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごとに又は一群の請求項ごとに、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。
5	5 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで	5 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで

		、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第56の備考8、 <u>様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4</u> と同様とする。	、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第56の備考8 <u>並びに様式第57の備考2</u> と同様とする。
63の3	4	4 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに <u>様式第61の2の備考4及び6</u> と同様とする。	4 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに <u>様式第62の備考8</u> と同様とする。
63の4	3	3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、 <u>様式第61の2の備考4及び6</u> 並びに様式第63の3の備考1と同様とする。	3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、 <u>様式第62の備考8</u> 並びに様式第63の3の備考1と同様とする。
63の5	2	2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、 <u>様式第61の2の備考4</u> 並びに様式第63の3の備考1と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるものとする。	2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第63の3の備考1と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるものとする。
63の6	3	3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、 <u>様式第61の2の備考4</u> 並びに様式第63の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるものとする。	3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第63の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるものとする。
64	5	5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第57の備考2並びに <u>様式第61の2の備考4及び7</u> と同様とする。	5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第57の備考2並びに <u>様式第62の備考9</u> と同様とする。
64の2	3	3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、 <u>様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4</u> と同様とする。	3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3 <u>並びに様式第57の備考2</u> と同様とする。
64の3	2	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4並びに <u>様式第61の6</u> の備考1、4、6及び7と同様とする。	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4並びに <u>様式第61の2</u> の備考1、4、6及び7と同様とする。

65	1	1 「参加の態様」の欄には、「 <u>特許法第119条第1項の規定により参加</u> 」又は「 <u>特許法第148条第何項の規定により請求人（被請求人）側に参加</u> 」のように記載する。	1 「参加の態様」の欄には、「特許法第148条第何項の規定により請求人（被請求人）側に参加」のように記載する。
	2	2 「利害関係」の欄には、 <u>特許法第119条第1項又は特許法第148条第3項の規定により参加を申請する場合に限り、当該特許異議申立事件又は審判事件に対し参加申請人が有する利害関係を詳細に記載する。</u>	2 「利害関係」の欄には、特許法第148条第3項の規定により参加を申請する場合に限り、当該審判事件に対し参加申請人が有する利害関係を詳細に記載する。
	3	3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第56の備考8、様式第57の備考2、 <u>様式第61の2の備考3及び4並びに様式第63の3の備考1</u> と同様とする。	3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第56の備考8、様式第57の備考2 <u>並びに様式第62の備考5</u> と同様とする。
65の2	2	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1</u> と同様とする。	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1</u> と同様とする。
65の3	備考	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、 <u>様式第61の2の備考4</u> 並びに様式第64の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第64の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。
65の4	4	<p>様式第65の4（第50条の2関係）</p> <p>【書類名】 請求取下書</p> <p>（【提出日】 平成 年 月 日）</p> <p>【あて先】 <u>特許庁長官 殿</u> <u>（特許庁審判長 殿）</u></p> <p>【審判事件の表示】</p> <p>【審判番号】</p> <p>【出願番号】</p> <p>【審判請求人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>【住所又は居所】</p>	<p>様式第65の4（第50条の2関係）</p> <p>【書類名】 請求取下書</p> <p>（【提出日】 平成 年 月 日）</p> <p>【あて先】 <u>特許庁長官 殿</u></p> <p>【審判事件の表示】</p> <p>【審判番号】</p> <p>【出願番号】</p> <p>【審判請求人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>【住所又は居所】</p>

65の
5

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

(【ファクシミリ番号】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

(【ファクシミリ番号】)

【提出物件の目録】

[備考]

様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

様式第65の5 (第50条の2関係)

請 求 取 下 書

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

(特許庁審判長 殿)

1 審判の番号

2 審判請求人

住所 (居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名 (名称) ㊞

3 代理人

住所 (居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名 (名称) ㊞

4 添付書類の目録

[備考]

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

(【ファクシミリ番号】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

(【ファクシミリ番号】)

【提出物件の目録】

[備考]

様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

様式第65の5 (第50条の2関係)

請 求 取 下 書

(平成 年 月 日)

特許庁審判長 殿

1 審判の番号

2 審判請求人

住所 (居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名 (名称) ㊞

3 代理人

住所 (居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名 (名称) ㊞

4 添付書類の目録

[備考]

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5

		の備考3、様式第57の備考2、 <u>様式第61の2の備考4</u> 並びに様式第64の2の備考1と同様とする。	の備考3、様式第57の備考2並びに様式第64の2の備考1と同様とする。
65の5の2	備考	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、 <u>様式第56の備考8</u> 、様式第57の備考2、 <u>様式第61の2の備考4</u> 並びに様式第63の2の備考1と同様とする。	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、 <u>様式第25の備考1</u> 、様式第57の備考2並びに様式第63の2備考1と同様とする。
65の6	2	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4並びに <u>様式第61の6</u> の備考1、4、6及び7と同様とする。	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4並びに <u>様式第61の2</u> の備考1、4、6及び7と同様とする。
65の7	備考	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、 <u>様式第61の2の備考4</u> 並びに様式第63の3の備考1と同様とする。	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第63の3の備考1と同様とする。
65の8		様式第65の8（第50条の14関係） <p style="text-align: center;">営業秘密に関する申出書</p> <p style="text-align: right;">（平成 年 月 日）</p> <p><u>特許庁長官 殿</u></p> <p>（<u>特許庁審判長 殿</u>）</p> <p>1 審判の番号</p> <p>2 申出人 住所（居所） 氏名（名称） ㊟</p> <p>3 代理人 住所（居所） 氏名（名称） ㊟</p> <p>4 申出の内容</p>	様式第65の8（第50条の14関係） <p style="text-align: center;">営業秘密に関する申出書</p> <p style="text-align: right;">（平成 年 月 日）</p> <p><u>特許庁審査官 殿</u></p> <p>1 審判の番号</p> <p>2 申出人 住所（居所） 氏名（名称） ㊟</p> <p>3 代理人 住所（居所） 氏名（名称） ㊟</p> <p>4 申出の内容</p>
	2	2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、 <u>様式第61の2の備考4</u> 並びに様式第64の2の備考1と同様とする。	2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

65の 9	備考	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の6</u> の備考1、4、6及び7、並びに様式第65の6の備考1と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の2</u> の備考1、4、6及び7、並びに様式第65の6の備考1と同様とする。
65の 10	備考	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、 <u>様式第61の2の備考4</u> 並びに様式第63の3の備考1と同様とする。	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第63の3の備考1と同様とする。
65の 11	備考	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の6</u> の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の2</u> の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 12	備考	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、 <u>様式第61の2の備考4</u> 並びに様式第64の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第64の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。
65の 13	2	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の6</u> の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の2</u> の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 14	備考	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、 <u>様式第61の2の備考4</u> 並びに様式第64の2の備考1と同様とする。	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第64の2の備考1と同様とする。
65の 15	備考	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の6</u> の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の2</u> の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 16	備考	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、 <u>様式第61の2の備考4</u> 並びに様式第64の2の備考1と同様とする。	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

		備考1と同様とする。	
65の 25	2	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の6</u> の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の2</u> の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 26	備考	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、 <u>様式第61の2の備考4</u> 並びに様式第64の2の備考1と同様とする。	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第64の2の備考1と同様とする。
66	5	5 その他は、様式第3の <u>備考1から3</u> まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第56の備考8、様式第57の備考2並びに <u>様式第61の2の備考3及び4</u> と同様とする。	5 その他は、様式第3の <u>備考1から4</u> まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第56の備考8、様式第57の備考2並びに <u>様式第62の備考5</u> と同様とする。

実用新案法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
1		<p>様式第1（第1条の2関係）</p> <p>25 第1条の2第3項の規定により、産業技術力強化法第19条の規定による特定研究開発等成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成〇年度〇〇省、〇〇委託事業、産業技術力強化法第19条の適用を受ける実用新案登録出願」又は「平成〇年度、〇〇省、〇〇請負事業、産業技術力強化法第19条の適用を受ける実用新案登録出願」のように記載する。</p> <p>30 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁</p>	<p>様式第1（第1条関係）</p> <p>25 第1条第3項の規定により、産業技術力強化法第19条の規定による特定研究開発等成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成〇年度、〇〇省、〇〇委託事業、産業技術力強化法第19条の適用を受ける実用新案登録出願」又は「平成〇年度、〇〇省、〇〇請負事業、産業技術力強化法第19条の適用を受ける実用新案登録出願」のように記載する。</p> <p>30 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁</p>

長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び実用新案法第11条において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は、「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

31 31 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代

長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び実用新案法第11条において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は、「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

31 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代

理人】」（備考30に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

40 40 実用新案法第8条第1項（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）を伴う実用新案登録出願」と記載する。また、同法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願」と記載する。

様式第2（第1条の2関係）

理人】」（備考30に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

（新設）

様式第2（第1条関係）

6	1	<p>1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、<u>実用新案法第54条第8項</u>の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。</p>	<p>1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、<u>実用新案法第54条第10項</u>の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。</p>
---	---	---	--

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
2	7	<p>7 【商標登録を受けようとする商標】の欄には、次の要領により記載する。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ <u>第4条、第4条の2、第4条の3第1項、第4条の4第2号又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる2以上の図又は写真によつて記載する場合は、2以上の商標記載欄を設けることができる。この場合において、特に必要があるときは、【商標登録を受けようとする商標】の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の日本工業規格A列4番の大きさの用紙(原則として1枚)に【商標登録を受けようとする商標】の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載することができる。この場合において、用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmの余白をとり、容易に離脱しないようにとじるものとする。</u></p> <p>へ <u>音商標について商標登録を受けようとする場合であつて、特に必要があるときは、2以上の商標記載欄を設けることができる。この場合において、特に必要があるときは、【商標登録を受けようとする商標】の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の日本工業規格A列4番の大きさの用紙(原則として1枚)に【商標登録を受けようとする商標】の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載することができる。この場合において、用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmの余白をとり、容易に離脱しないようにとじるものとする。</u></p> <p>ト 商標記載欄には、<u>別段の定めがある場合を除き、陰影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号、又は文字、その他商標を構成しない線、符号、図形又は文字を記載してはならない。</u></p> <p>チ (略)</p> <p>リ <u>商標登録を受けようとする商標は、別段の定めがある場合を除き、写真、青写真又ははり合わせたものによつて記載してはならない。</u></p> <p>ヌ <u>活字により商標を表示するとき(ヲ、レ及びソに該当する場合を除く。)</u></p>	<p>7 【商標登録を受けようとする商標】の欄には、次の要領により記載する。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ <u>立体商標を異なる2以上の方向から表示した図(各図の大きさは15cm平方を超えてはならない。)</u>によつて記載する場合であつて、特に必要があるときは、【商標登録を受けようとする商標】の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の日本工業規格A列4番の大きさの用紙(原則として1枚)に【商標登録を受けようとする商標】の欄を設けて、<u>次に枠線により商標記載欄を設けて記載することができる。この場合において、用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmの余白をとり、容易に離脱しないようにとじるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>へ 商標記載欄には、<u>陰影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号、又は文字、その他商標を構成しない線、符号、図形又は文字を記載してはならない。</u></p> <p>ト (略)</p> <p>チ 商標登録を受けようとする商標は、<u>写真、青写真又ははり合わせたものによつて記載してはならない。</u></p> <p>リ <u>活字により商標を表示するとき(ルに該当する場合を除く。)</u>は、見やす</p>

は、見やすい大きさの活字（原則として20ポイントから42ポイントまで）を用いる。

ル 第4条、第4条の2、第4条の3第1項、第4条の4第2号又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる2以上の図又は写真によつて記載するときは、各図又は各写真を同一縮尺で記載し、各図又は各写真の間に十分な余白を設ける。

ヲ （略）

ワ 動き商標について商標登録を受けようとするときは、その商標の変化（商標に係る文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合の移動を含む。以下同じ。）の状態を特定するための指示線、符号又は文字を記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように商標の変化の状態が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

カ ホログラム商標について商標登録を受けようとするときは、その商標の変化の前後の状態を特定するための指示線、符号又は文字を記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように商標の変化の前後の状態が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

コ 第4条の4第1号の規定により色彩のみからなる商標を図又は写真によつて記載するときは、なるべく商標登録を受けようとする色彩が全体にわたり表示された図又は写真によつて記載する。

ク 第4条の4第2号の規定により色彩のみからなる商標を図又は写真によつて記載するときは、商標登録を受けようとする色彩及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように当該色彩及びそれを付する位置が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

ケ 音商標について商標登録を受けようとするときは、音符、休符、音部記号、テンポ、拍子記号、歌詞その他の商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載する。

コ 第4条の5の規定により音商標を文字を用いて記載するときは、黒色で、かつ、大きさ及び書体が同一の活字等（大きさは原則として7ポイント以上とする。）を用いて、横書きで記載する。この場合において、音商標を外国語で記載することができる。

い大きさの活字（原則として20ポイントから42ポイントまで）を用いる。

ヌ 異なる2以上の方向から表示した図によつて立体商標を記載するときは、各図を同一縮尺で記載し、各図の間に十分な余白を設ける。

ル （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- ツ 位置商標について商標登録を受けようとするときは、その商標に係る標章及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように当該標章及びそれを付する位置が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。
- 8 8 第4条、第4条の2、第4条の3第1項、第4条の4又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を写真によつて記載するときは、次の要領による。
(削る)
- イ (略)
- ロ 写真は、商標記載欄に、願書の記載事項が隠れず、かつ、容易に離脱しないように全面をはり付ける。
- ハ (略)
(削る)
- (削る)
- (削る)
- 9 9 動き商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【動き商標】」の欄を加える。
- 10 10 ホログラム商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【ホログラム商標】」の欄を加える。
- 11 11 立体商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けよ
- (新設)
- 8 第4条第1項の規定により立体商標を写真によつて記載するときは、次の要領による。
- イ 商標登録を受けようとする商標は、商標記載欄の中に記載する。この場合において、願書の1ページ目に、必要な商標記載欄を設けることができないときは、【商標登録を受けようとする商標】に「別紙のとおり」と記載し、次ページに【商標登録を受けようとする商標】の欄を設け、次に商標記載欄を設けて記載するものとする。
- ロ (略)
- ハ 1のみの写真によつて記載するときは、商標記載欄に、願書の記載事項が隠れず、かつ、容易に離脱しないように写真の全面をはり付ける。
- 三 (略)
- ホ 異なる2以上の方向から表示した写真(各写真の大きさは15cm平方を超えてはならない。)によつて記載するときは、願書の【商標登録を受けようとする商標】の欄に「別紙のとおり」と記載し、別の日本工業規格A列4番の大きさの用紙(原則として1枚)にそれぞれの写真が重ならないように十分な余白をとつて記載する。この場合において、用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmの余白をとり、上部余白部分に「【商標登録を受けようとする商標】」と記載し、容易に離脱しないようにとじるものとする。
- ハ 商標登録を受けようとする商標は、はり合わせたものによつて記載してはならない。
- ト 異なる2以上の方向から表示した写真によつて立体商標を記載するときは、各写真を同一縮尺で記載し、各写真の間に十分な余白を設ける。
(新設)
- (新設)
- 9 立体商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けよ

	うとする商標】」の欄の次に「【立体商標】」の欄を加える（備考9、10及び14に該当するときを除く。）。	うとする商標】」の欄の次に「【立体商標】」の欄を加える。
12	12 色彩のみからなる商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【色彩のみからなる商標】」の欄を加える（備考9及び10に該当するときを除く。）。	(新設)
13	13 音商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【音商標】」の欄を加える。	(新設)
14	14 位置商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【位置商標】」の欄を加える（備考9及び10に該当するときを除く。）。	(新設)
15	15 (略)	10 (略)
16	16 商標法第5条第4項の規定により商標の詳細な説明を記載するときは、「【動き商標】」、「【ホログラム商標】」、「【色彩のみからなる商標】」、「【音商標】」又は「【位置商標】」の欄の次に「【商標の詳細な説明】」の欄を設けて記載する。ただし、第4条の8第1項各号に掲げる商標以外の商標の商標登録出願についての願書には、「【商標の詳細な説明】」の欄を設けてはならない。	(新設)
17	17 「【商標の詳細な説明】」の欄には、文字及び符号のみを記載し、図、表等を記載してはならない。	(新設)
18	18 (略)	11 (略)
19	19 商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、説明書に「商標法第5条第6項ただし書の適用」と記載し、その次に商標登録を受けようとする商標を記載し、引出線、文字その他のものにより、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載する。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第6項ただし書説明書」と記載する。ただし、「【商標の詳細な説明】」の欄に、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載した場合には、説明書に記載するには及ばない。	12 商標法第5条第4項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、説明書に「商標法第5条第4項ただし書の適用」と記載し、その次に商標登録を受けようとする商標を記載し、商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき部分から引出線を引き、その旨を記載する。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第4項ただし書説明書」と記載する。
20～27	20～27 (略)	13～20 (略)
28	28 商標登録出願人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約	21 商標登録出願人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約

の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考27に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。

29～ 29～37 （略）

37

38 38 商標法第68条の32第1項及び同法第68条の33第1項の規定による商標登録出願をするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨及び議定書第6条(4)の規定により取り消された又は議定書第15条(5)(b)の規定による議定書の廃棄に係る国際登録の番号を記載する。この場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、事後指定が国際登録簿に記録された日を記載する（備考37において特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

39 39 （略）

40 40 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定によりパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張をする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

41～ 41～46 （略）

の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考20に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。

22～30 （略）

31 31 商標法第68条の32第1項及び同法第68条の33第1項の規定による商標登録出願をするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨及び議定書第6条(4)の規定により取り消された又は議定書第15条(5)(b)の規定による議定書の廃棄に係る国際登録の番号を記載する。この場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、事後指定が国際登録簿に記録された日を記載する（備考30において特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

32 （略）

33 33 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定によりパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張をする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

34～39 （略）

46		
47	<p>47 <u>商標法第5条第4項の規定により経済産業省令で定める物件を添付するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「商標法第5条第4項の物件」と記載する。</u></p>	<p>(新設)</p>
4	<p>4 <u>その他は、様式第2の備考と同様とする。この場合において、商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護標章登録出願をする場合であつて、もとの防護標章登録出願に係る標章の詳細な説明が英語によつて記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。</u></p>	<p>4 その他は、様式第2の備考と同様とする。</p>
5	<p>5 <u>第8条の規定により商標登録を受けようとする商標及び商標の詳細な説明の記載を省略するときは、「【商標登録を受けようとする商標】」及び「【商標の詳細な説明】」の欄の次にそれぞれ「【援用の表示】」の欄を設け「変更を要しないため省略する。」と記載する。同条の規定により商標法第5条第4項の物件の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「商標法第5条第4項の物件」と記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設け「変更を要しないため省略する。」と記載する。第22条第8項において準用する意匠法施行規則第9条第2項の規定により証明書の提出を省略するときは「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。</u></p> <p>【物件名】</p> <p>【援用の表示】</p> <p>【物件名】</p> <p>【援用の表示】</p>	<p>5 第8条の規定により商標登録を受けようとする商標の記載を省略するときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【援用の表示】」の欄を設け「変更を要しないため省略する。」と記載する。第22条第8項において準用する意匠法施行規則第9条第2項の規定により証明書の提出を省略するときは「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する、」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。</p> <p>【物件名】</p> <p>【援用の表示】</p> <p>【物件名】</p> <p>【援用の表示】</p>
6	<p>4 <u>その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1、様式第3の2の備考1から4まで、様式第4の備考1及び3並びに様式第5の備考5と同様とする。この場合において、防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権で</u></p>	<p>4 その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1、様式第3の2の備考1から4まで、様式第4の備考1及び3並びに様式第5の備考5と同様とする。</p>

あつて、その商標の詳細な説明が英語によつて記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。また、もとの防護標章登録出願に係る標章の詳細な説明が英語によつて記載したものである場合は、商標の詳細な説明の記載は、日本語でなければならない。

7 2 2 その他は、様式第2の備考と同様とする。この場合において、防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権であつて、その商標の詳細な説明が英語によつて記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でなければならない。

8の2 6 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から25まで、27、30、32及び41から45までと同様とする。この場合において、様式第2の備考23中「【商標登録出願人】」とあるのは、商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【更新登録申請人】」と、商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「【更新登録出願人】」と、商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【書換登録申請者】」と、「商標登録出願人」とあるのは、商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「更新登録申請人」と、商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「更新登録出願人」と、商標法附則第3条第3項の規定による書換登録の申請をするときは、「書換登録申請者」と読み替えるものとする。

9 6 6 その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1、様式第3の2備考1から4まで、様式第4の備考3並びに様式第5の備考5と同様とする。この場合において、商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願をするときは、当該防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権であつて、その商標の詳細な説明が英語によつて記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でなければならない。

9の 様式第9の2（第4条の8関係）

2 その他は、様式第2の備考と同様とする。

6 その他は、様式第2の備考1から4まで、13から18まで、20、23、25及び34から38までと同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「【商標登録出願人】」とあるのは、商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【更新登録申請人】」と、商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「【更新登録出願人】」と、商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【書換登録申請者】」と、「商標登録出願人」とあるのは、商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「更新登録申請人」と、商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「更新登録出願人」と、商標法附則第3条第3項の規定による書換登録の申請をするときは、「書換登録申請者」と読み替えるものとする。

6 その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1、様式第3の2備考1から4まで、様式第4の備考3並びに様式第5の備考5と同様とする。

様式第9の2（第2条関係）

【書類名】 商標法第5条第4項の物件提出書（国際商標登録出願）

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

（特許庁審判長 殿）

（特許庁審査官 殿）

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第5条第4項の物件 1

〔備考〕

1 1 「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。

2 2 「【出願番号】」には、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のよう記載する。

3 3 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。

4 4 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】

MM2

APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION
GOVERNED EXCLUSIVELY BY THE MADRID PROTOCOL

For use by the applicant; this international application contains, in addition to the application form, the following number of sheets:

For use by the applicant/Office of origin

Applicant's reference:

Office's reference:

For use by the International Bureau:

Total additional sheets received:

1 CONTRACTING PARTY WHOSE OFFICE IS THE OFFICE OF ORIGIN:

2 APPLICANT Identification code (where supplied by WIPO):

(a) Name:

(b) Address:

(c) Address for correspondence:

(d) Telephone: Fax:

E-mail address:

(e) Preferred language for correspondence: English French

(f) Other indications (as may be required by certain designated Contracting Parties)

(i) if the applicant is a natural person, nationality of applicant:

(ii) if the applicant is a legal entity:

- legal nature of the legal entity:

- State and, where applicable, territorial unit within that State, under the law of which the legal entity is organized:

3 ENTITLEMENT TO FILE

(a) Indicate in the appropriate box(es):

(i) where the Contracting Party mentioned in item 1 is a State, that the applicant is a national of that State; or

(ii) where the Contracting Party mentioned in item 1 is an organization, the name of the State of which the applicant is a national; or

(iii) whether the applicant is domiciled in the territory of the Contracting Party mentioned in item 1; or

(iv) whether the applicant has a real and effective industrial or commercial establishment in the territory of the Contracting Party mentioned in item 1.

(b) Where the address of the applicant, given in item 2(b), is not in the territory of the Contracting Party mentioned in item 1, indicate in the space provided below:

(i) if the box in paragraph (a)(iii) of the present item has been checked, the domicile of the applicant in the territory of that Contracting Party, or;

(ii) if the box in paragraph (a)(iv) of the present item has been checked, the address of the applicant's industrial or commercial establishment in the territory of that Contracting Party.

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

5 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

【住所又は居所】

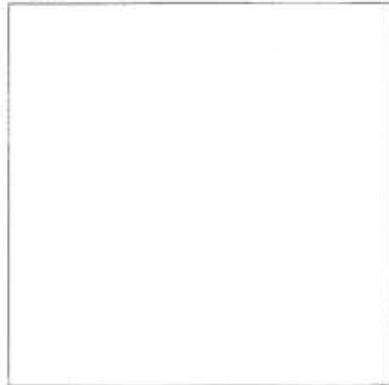
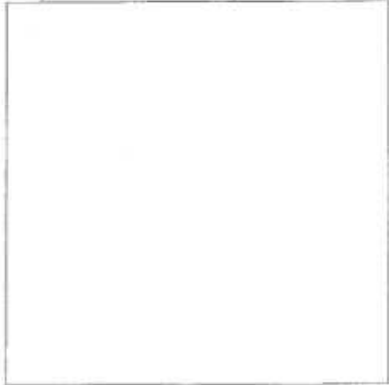
【氏名又は名称】

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

6 その他は、様式第2の備考1から4まで、21、23、30から32まで及び41から44までと同様とする。

4	REPRESENTATIVE (if any)	Identification code (where supplied by WIPO):
Name:		
Address:		
Telephone:	Fax:	
5	BASIC APPLICATION OR BASIC REGISTRATION	
Basic application number:		Basic application date: (dd/mm/yyyy)
Basic registration number:		Basic registration date: (dd/mm/yyyy)
6	PRIORITY CLAIMED	
<input type="checkbox"/> The applicant claims the priority of the earlier filing mentioned below.		
Office of priority filing:		
Priority filing number (if available):		
Priority filing date: (dd/mm/yyyy)		
If the claiming of priority does not relate to all the goods and services listed in item 10 of this form, indicate in the space provided below the goods and services for which priority is claimed.		
7	THE MARK	
(a) Place the reproduction of the mark, as it appears in the basic application or the basic registration, in the square below.		(b) Where the reproduction in item (a) is in black and white and color is claimed in item 8 of this form, place a color reproduction of the mark in the square below.
		
(c) <input type="checkbox"/> The applicant declares that he wishes the mark to be considered as a mark in standard characters.		
Where the Office of origin has addressed this form by telefacsimile, the present space must be completed before addressing the original of this page to the International Bureau. Basic application or basic registration number or Office reference number as shown on the first page of this form:		
Signature by the Office of origin:		

8 COLOR(S) CLAIMED

- (a) The applicant claims color as a distinctive feature of the mark.
Color or combination of colors claimed:
- (b) Indication, for each color, of the principal parts of the mark that are in that color (as may be required by certain designated Contracting Parties):
.....
- (c) The mark consists of a color or a combination of colors as such

9 MISCELLANEOUS INDICATIONS

- (A) Transliteration of the mark (where applicable):
- (b) Translation of the mark (as may be required by certain designated Contracting Parties)
(i) into English:
- (ii) into French:
- (c) If the words contained in the mark have no meaning (and therefore cannot be translated), check the box:
- (d) Where applicable, check the relevant box or boxes below:
 Three-dimensional mark Sound mark Collective mark, certification mark, or guarantee mark
- (e) Description of the mark (where a description is contained in the basic application or the basic registration):
.....
- (f) Verbal elements of the mark:
.....
- (g) The applicant declares that he wishes to disclaim protection for the following element(s) of the mark:
.....

10

(a) GOODS AND SERVICES FOR WHICH INTERNATIONAL REGISTRATION IS SOUGHT

(If the space provided is not sufficient, use a continuation sheet and check the box)

Class	Goods and services
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

(b) The applicant wishes to limit the list of goods and services in respect of one or more designated Contracting Parties, as follows:
(If the space provided is not sufficient, use a continuation sheet and check the box)

Contracting Party	Class(es) or list of goods and services for which protection is sought in this Contracting Party
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

11

DESIGNATED CONTRACTING PARTIES

Check the corresponding boxes to designate Contracting Parties

- | | | |
|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> AG Antigua and Barbuda | <input type="checkbox"/> GE Georgia | <input type="checkbox"/> MZ Mozambique |
| <input type="checkbox"/> AM Armenia | <input type="checkbox"/> GR Greece | <input type="checkbox"/> NO Norway |
| <input type="checkbox"/> AT Austria | <input type="checkbox"/> HU Hungary | <input type="checkbox"/> PL Poland |
| <input type="checkbox"/> AU Australia | <input type="checkbox"/> IE Ireland* | <input type="checkbox"/> PT Portugal |
| <input type="checkbox"/> BG Bulgaria | <input type="checkbox"/> IS Iceland | <input type="checkbox"/> RO Romania |
| <input type="checkbox"/> BT Bhutan | <input type="checkbox"/> IT Italy | <input type="checkbox"/> RU Russian Federation |
| <input type="checkbox"/> BX Benelux | <input type="checkbox"/> KE Kenya | <input type="checkbox"/> SE Sweden |
| <input type="checkbox"/> BY Belarus | <input type="checkbox"/> KP Democratic People's
Republic of Korea | <input type="checkbox"/> SG Singapore* |
| <input type="checkbox"/> CH Switzerland | <input type="checkbox"/> LI Liechtenstein | <input type="checkbox"/> SI Slovenia |
| <input type="checkbox"/> CN China | <input type="checkbox"/> LS Lesotho | <input type="checkbox"/> SK Slovakia |
| <input type="checkbox"/> CU Cuba | <input type="checkbox"/> LT Lithuania | <input type="checkbox"/> SL Sierra Leone |
| <input type="checkbox"/> CZ Czech Republic | <input type="checkbox"/> LV Latvia | <input type="checkbox"/> SZ Swaziland |
| <input type="checkbox"/> DE Germany | <input type="checkbox"/> MA Morocco | <input type="checkbox"/> TM Turkmenistan |
| <input type="checkbox"/> DK Denmark | <input type="checkbox"/> MC Monaco | <input type="checkbox"/> TR Turkey |
| <input type="checkbox"/> EE Estonia | <input type="checkbox"/> MD Republic of Moldova | <input type="checkbox"/> UA Ukraine |
| <input type="checkbox"/> ES Spain | <input type="checkbox"/> MN Mongolia | <input type="checkbox"/> YU Yugoslavia |
| <input type="checkbox"/> FI Finland | | <input type="checkbox"/> ZM Zambia |
| <input type="checkbox"/> FR France | | |
| <input type="checkbox"/> GB United Kingdom* | | |

Others:

.....
.....

* By designating Ireland, Singapore or the United Kingdom, the applicant declares that he has the intention that the mark will be used by him or with his consent in that country in connection with the goods and services identified in this application.

12

SIGNATURE BY THE APPLICANT OR HIS REPRESENTATIVE

(If required or allowed by the Office of origin)

..... (dd/mm/yyyy)

13

CERTIFICATION AND SIGNATURE OF THE INTERNATIONAL APPLICATION BY THE OFFICE OF ORIGIN

(a) Certification

The Office of origin certifies

- (i) that the request to present this application was received on (dd/mm/yyyy)
- (ii) that the applicant named in item 2 is the same as the applicant named in the basic application or the holder named in the basic registration mentioned in item 5, as the case may be, that any indication given in item 8(c), 9(d) or 9(e) appears also in the basic application or the basic registration, as the case may be, that the mark in item 7(a) is the same as in the basic application or the basic registration, as the case may be, that, if color is claimed as a distinctive feature of the mark in the basic application or the basic registration, the same claim is included in item 8 or that, if color is claimed in item 8 without having been claimed in the basic application or basic registration, the mark in the basic application or basic registration is in fact in the color or combination of colors claimed, and that the goods and services listed in item 10 are covered by the list of goods and services appearing in the basic application or basic registration, as the case may be.

Where the international application is based on two or more basic applications or basic registrations, the above declaration shall be deemed to apply to all those basic applications or basic registrations.

(b) Office's signature:

Date of signature: (dd/mm/yyyy)

FEE CALCULATION SHEET

(a) INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT

The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from a current account opened with the International Bureau (if this box is checked, it is not necessary to complete (b)).

Holder of the account: Account number:

Identity of the party giving the instructions:

(b) AMOUNT OF FEES; METHOD OF PAYMENT

Basic fee (653 Swiss francs if the reproduction of the mark is in black and white only; 903 Swiss francs if there is a reproduction in color)

Complementary and supplementary fees:

Number of designations for which complementary fee is applicable	X	Complementary fee	=	Total amount of the complementary fees	=>
		73 Swiss francs				

Number of classes of goods and services beyond three	X	Supplementary fee	=	Total amount of the supplementary fees	=>
		73 Swiss francs				

Individual fees (Swiss francs)

Designated Contracting Parties	Individual fee	Designated Contracting Parties	Individual fee
.....
.....
.....
.....
.....

Total individual fee =>

Grand total

Identity of the party effecting the payment:

Debit from a current account with WIPO Holder of the account: Account number:

Payment received and acknowledged by WIPO WIPO receipt number:

Payment made by banker's check (attached) Check identification: Address/yyyy:

Payment made by banker's check (sent separately) Check identification: Address/yyyy:

Payment made to WIPO bank account N° 48 7080-81 with the Crédit Suisse, Geneva Payment identification: Address/yyyy:

Payment made to WIPO postal check account N° 12-5000-8, Geneva Payment identification: Address/yyyy:

CONTINUATION SHEET

No: of

A large empty rectangular box with a thin black border, occupying the right half of the page. It is intended for a drawing or detailed content related to the continuation sheet.

〔備考〕

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして、折らずに片面のみを用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 文字は、タイプ印書又は印刷により記載する。
- 3 コンピュータ印字を用いて願書を作成するときは、次により作成する。
 - イ 願書の割り付け及び内容は、様式第9の2の形式と一致し、各欄を拡張する場合は、欄の途中で次ページにならないように作成しなければならない。
 - ロ すべての欄は、一本線で描かなければならない。
 - ハ 各欄は、そこに記載する情報がないときも、表示しなければならない。
- 4 各欄への記載は、別段の定めがある場合を除き、英語でしなければならない。
- 5 「For use by the applicant; this international application contains, in addition to the application form, the following number of sheets」は、「CONTINUATION SHEET」及び証明書の枚数を記載する。
- 6 「For use by the applicant/Office of origin」は、ローマ字、アラビア数字若しくは「一」又はその組み合わせによる書類記号を記載することができる。
- 7 「Name」及び「Address」は、これらのローマ字への音訳又は英語への翻訳を記載する。
- 8 「Name」は自然人にあつては姓及び名を姓、名の順に記載し、また、法人にあつてはその名称を記載する。
- 9 「Address」は、「4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, TOKYO 100-8915 JAPAN」のように詳しく記載し、日本国内に営業所を有する法人の場合は本社の住所を記載する。

- 10 第2欄「APPLICANT」中、「Address for correspondence」は、出願人の住所（居所）以外への通信を希望する場合は記載する。
- 11 国際事務局から識別コードを受けていない者については、「Identification code (where supplied by WIPO)」の欄は空欄とする。
- 12 国際登録出願人が2名以上いる場合は、1名について第2欄、第3欄「ENTITLEMENT TO FILE」及び第12欄「SIGNATURE BY THE APPLICANT OR HIS REPRESENTATIVE (If required or allowed by the Office of origin)」に記載し、その他の出願人については出願人1名ごとに第2欄、第3欄及び第12欄のすべての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載する。
- 13 国際事務局に対する代理人の選任を届け出る場合は1名のみの氏名（名称）及び住所（居所）を第4欄「REPRESENTATIVE (if any)」に記載する。
- 14 第5欄「BASIC APPLICATION OR BASIC REGISTRATION」中、「Basic application number」は、「1999—000001」のように出願年を西暦表示により記載する。また、その基礎とした商標登録出願及びその基礎とした商標登録が2以上ある場合は、それぞれ最先のものを記載し、その他については第5欄のすべての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載する。
- 15 年月日を記載する場合は西暦紀元及びグレゴリー暦により、「日/月/年」の順とし、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で表示し、日及び月の数字の後にスラッシュを付す（例えば2000年2月4日は「04/02/2000」）。
- 16 パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張の基礎とした最初の出願が2以上ある場合は、出願の日が最先のものを第6欄「PRIORITY CLAIMED」に記載し、その他のものについては第6欄のすべての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載する。
- 17 国際登録を受けようとする商標は、次の要領により第7欄「THE MARK」に記載する。
- イ 国際登録を受けようとする商標は「(a) Place the reproduction of the mark, as it appears in the basic application or the basic registration, in the square below.」の欄（以下「標章記載欄」という。）の中に、その基礎とした商標登録出願又はその基礎とした商標登録に係る商標を記載する。
- ロ 標章記載欄の大きさは、8 cm平方とする。
- ハ 国際登録を受けようとする商標を記載した書面を願書にはり付けて記載す

- るときは、口に規定する大きさの用紙を用いるものとする。この場合において、標章記載欄に容易に離脱しないように用紙の全面をはり付ける。
- ニ その基礎とした商標登録出願又はその基礎とした商標登録に係る立体商標が、異なる2以上の方向から表示した図によって記載されているときは、各図を同一縮尺で記載し、標章記載欄の中に記載する。
- 18 立体商標を写真によつて記載するときは、次の要領による。
- イ 写真の大きさは、8 cm平方とする。
- ロ 写真は、標章記載欄に容易に離脱しないようはり付ける。
- ハ 写真は、折つてはならない。
- ニ その基礎とした商標登録出願又はその基礎とした商標登録に係る立体商標が、異なる2以上の方向から表示した写真によつて記載されているときは、各写真を同一縮尺で記載し、標章記載欄の中に、それぞれの写真が重ならないように表示する。
- 19 第10欄「GOODS AND SERVICES FOR WHICH INTERNATIONAL REGISTRATION IS SOUGHT」は、次の要領により記載する。
- イ 商品（役務）は、その基礎とした商標登録出願又はその基礎とした商標登録に記載されている指定商品（指定役務）の範囲内において商品（役務）の内容及び範囲を明確に理解することができる表示をもつて記載し、なるべく1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定第1条に規定する国際分類に即して記載する。
- ロ 「Class」は、商品（役務）の区分を2以上指定する場合は、区分の番号順に記載する。「Goods and services」は、その区分に属する商品（役務）を記載する。
- 20 第11欄「DESIGNATED CONTRACTING PARTIES」は、締約国の前の□内に×印を付す。新規締約国で、国コード、締約国名が記載されていないときには「Others:」の欄に国コード及び締約国名を記載する。
- 21 第12欄は、出願人又は代理人が押印又は署名し、その日を記載する。
- 22 特許印紙は別の用紙にはり、その下にその額を括弧をして記載するとともに、出願人の氏名（名称）、その基礎とした商標登録出願の番号又はその基礎とした商標登録の番号、書類記号及び提出日を記載する。

9の
3

様式第9の3 削除

23 願書等の提出書類は、容易に分離し又はとじ直すことができるように例えば
クリップ等を用いてとじる。

様式第9の3（第3条関係）

DESIGNATION SUBSEQUENT TO THE INTERNATIONAL REGISTRATION

For use by the holder: this subsequent designation contains, in addition to this form, the following number of sheets:
.....

For use by the holder/Office

Holder's reference:

Office's reference:

For use by the International Bureau:

Total additional sheets received:

1 INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER:

2 HOLDER (as recorded in the International Register) Identification code (where supplied by WIPO):

Name:

Address:

3 APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE Identification code (where supplied by WIPO):

Name:

Address:

Telephone: Fax: E-mail address:

4 CONTRACTING PARTIES DESIGNATED IN THE PRESENT SUBSEQUENT DESIGNATION

Check the corresponding boxes to designate Contracting Parties

- | | | | |
|---|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> AG Antigua and Barbuda | <input type="checkbox"/> EE Estonia | <input type="checkbox"/> LI Liechtenstein | <input type="checkbox"/> RU Russian Federation |
| <input type="checkbox"/> AM Armenia | <input type="checkbox"/> ES Spain | <input type="checkbox"/> LS Lesotho | <input type="checkbox"/> SE Sweden |
| <input type="checkbox"/> AT Austria | <input type="checkbox"/> FI Finland | <input type="checkbox"/> LT Lithuania | <input type="checkbox"/> SG Singapore* |
| <input type="checkbox"/> AU Australia | <input type="checkbox"/> FR France | <input type="checkbox"/> LV Latvia | <input type="checkbox"/> SI Slovenia |
| <input type="checkbox"/> BG Bulgaria | <input type="checkbox"/> GB United Kingdom* | <input type="checkbox"/> MA Morocco | <input type="checkbox"/> SK Slovakia |
| <input type="checkbox"/> BT Bhutan | <input type="checkbox"/> GE Georgia | <input type="checkbox"/> MC Monaco | <input type="checkbox"/> SL Sierra Leone |
| <input type="checkbox"/> BX Benelux | <input type="checkbox"/> GR Greece | <input type="checkbox"/> MD Rep. of Moldova | <input type="checkbox"/> SZ Swaziland |
| <input type="checkbox"/> BY Belarus | <input type="checkbox"/> HU Hungary | <input type="checkbox"/> MN Mongolia | <input type="checkbox"/> TM Turkmenistan |
| <input type="checkbox"/> CH Switzerland | <input type="checkbox"/> IE Ireland* | <input type="checkbox"/> MZ Mozambique | <input type="checkbox"/> TR Turkey |
| <input type="checkbox"/> CN China | <input type="checkbox"/> IS Iceland | <input type="checkbox"/> NO Norway | <input type="checkbox"/> UA Ukraine |
| <input type="checkbox"/> CU Cuba | <input type="checkbox"/> IT Italy | <input type="checkbox"/> PL Poland | <input type="checkbox"/> YU Yugoslavia |
| <input type="checkbox"/> CZ Czech Republic | <input type="checkbox"/> KE Kenya | <input type="checkbox"/> PT Portugal | <input type="checkbox"/> ZM Zambia |
| <input type="checkbox"/> DE Germany | <input type="checkbox"/> KP Democratic People's Republic of Korea | <input type="checkbox"/> RO Romania | |
| <input type="checkbox"/> DK Denmark | | | |

Others:

* By designating Ireland, Singapore or the United Kingdom, the holder declares that he has the intention that the mark will be used by him or with his consent in that country in connection with the goods and services identified in the present subsequent designation.

5 GOODS AND SERVICES FOR WHICH THE PRESENT SUBSEQUENT DESIGNATION IS MADE

- (a) The subsequent designation is for **all** the goods and services listed in the international registration identified in item 1 in respect of **all** the Contracting Parties designated in item 4.
- (b) The subsequent designation is only for those goods and services listed in the continuation sheet in respect of **all** the Contracting Parties designated in item 4.
- (c) The subsequent designation is only for those goods and services listed in the continuation sheet in respect of the Contracting Parties identified in the said continuation sheet; in respect of the other Contracting Parties designated in item 4, the subsequent designation is for all the goods and services listed in the international registration.

6 MISCELLANEOUS INDICATIONS

- (a) Indications concerning the holder (as may be required by certain designated Contracting Parties)
 - (i) if the holder is a natural person, nationality of the holder:
 - (ii) if the holder is a legal entity:
 - legal nature of the legal entity:
 - State and, where applicable, territorial unit within that State, under the law of which the legal entity is organized:
- (b) Translation of the mark (as may be required by certain designated Contracting Parties)
 - (i) into English:
 - (ii) into French:
- (c) Indication, for each color, of the principal parts of the mark that are in that color (as may be required by certain designated Contracting Parties):
.....
.....
.....

7 SIGNATURE BY THE HOLDER OR HIS REPRESENTATIVE

(where the subsequent designation is presented directly to the International Bureau or, where presented through an Office, if that Office requires or allows such a signature)
..... (dd/mm/yyyy)

8 DATE OF RECEIPT, DECLARATION AND SIGNATURE BY THE OFFICE

- (where the subsequent designation is presented through an Office)
- (a) Date of receipt of the subsequent designation by the Office: (dd/mm/yyyy)
 - (b) Declaration concerning the registration resulting from a **basic application**
(Only applicable where (i) the subsequent designation relates to an international registration based on a basic application, (ii) the present subsequent designation is the first designating a Contracting State bound by the Agreement and (iii) it is presented through the Office of origin.)
 - (i) Date of the registration resulting from the basic application: (dd/mm/yyyy)
 - (ii) Number of the registration resulting from the basic application:
 - (c) Signature:

FEE CALCULATION SHEET

(a) INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT

The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from a current account opened with the International Bureau (if this box is checked, it is not necessary to complete (b)).

Holder of the account: Account number:

Identity of the party giving the instructions:

(b) AMOUNT OF FEES, METHOD OF PAYMENT

Basic fee (300 Swiss francs)

Complementary fees:

Number of designations for which complementary fee is applicable	Complementary fee	Total amount of the complementary fees
x	73 Swiss francs	=
.....	=>

Individual fees (Swiss francs):

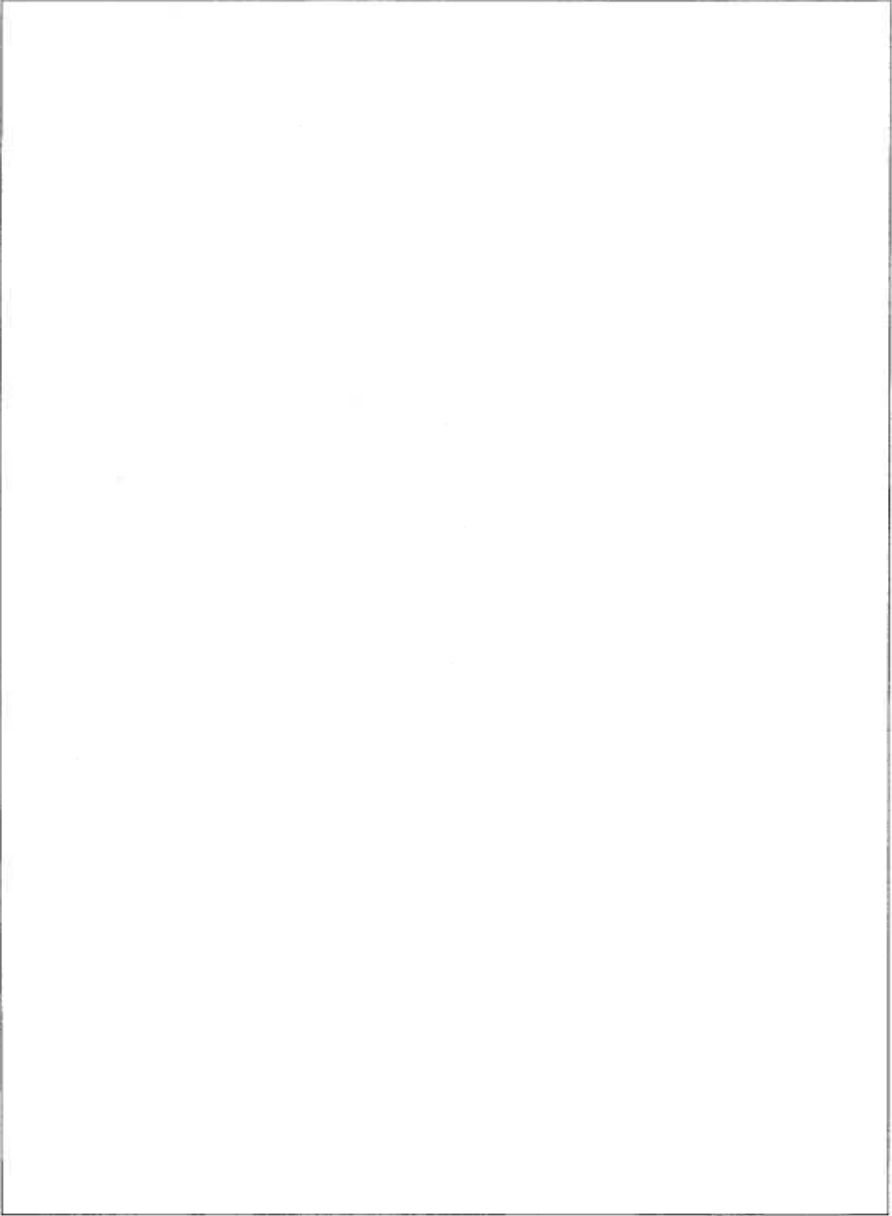
Designated Contracting Parties	Individual fee	Designated Contracting Parties	Individual fee
.....
.....
.....
.....
.....

Total individual fees =>

Grand total

Identity of the party effecting the payment:

- Debit from a current account with WIPO Banker of the account Account number
- Payment received and acknowledged by WIPO WIPO receipt number
- Payment made by banker's check (attached) Check identification dd/mm/yyyy
- Payment made by banker's check (sent separately) Check identification dd/mm/yyyy
- Payment made to WIPO bank account N° 48 7080-81 with the Crédit Suisse, Geneva Payment identification dd/mm/yyyy
- Payment made to WIPO postal check account N° 12-5000-8, Geneva Payment identification dd/mm/yyyy



〔備考〕

- 1 コンピュータ印字を用いて事後指定の書面を作成するときは、次により作成する。
 - イ 書面の割り付け及び内容は、様式第9の3の形式と一致し、各欄を拡張する場合は、欄の途中で次ページにならないように作成しなければならない
 - ロ すべての欄は、一本線で描かなければならない。
 - ハ 各欄は、そこに記載する情報がないときも、表示しなければならない。
- 2 「For use by the holder; this subsequent designation contains, in addition to this form, the following number of sheets:」は、「CONTINUATION SHEET」及び証明書の枚数を記載する。
- 3 「For use by the holder/Office」は、ローマ字、アラビア数字若しくは「一」又はその組み合わせによる書類記号を記載することができる。
- 4 第2欄「HOLDER(as recorded in the International Register)」中、「Name」及び「Address」は、国際登録簿と同一のものを記載する。
- 5 国際登録名義人が2名以上いる場合は1名について第2欄及び第7欄「SIGNATURE BY THE HOLDER OR HIS REPRESENTATIVE (where the subsequent designation is presented directly to the International Bureau or, where presented through an Office, if that Office requires or allows such a signature)」に記載し、その他の名義人については名義人1名ごとに第2欄及び第7欄のすべての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載する。
- 6 国際事務局に対する代理人の選任を届け出る場合は、1名のみ の氏名(名称)及び住所(居所)を第3欄「APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE (A representative may be appointed in this form only if it is presented through an Office;if it is presented directly to the International Bureau, the appointment of a representative or of a new representative must be made in a separate communication.)」に記載する。
- 7 第4欄「CONTRACTING PARTIES DESIGNATED IN THE PRESENT SUBSEQUENT DESIGNATION」は、締約国の前の□内に×印を付す。新規締約国で、国コード、締約国名が記載されていないときには「Others:」の欄に国コード及び締約国名を記載する。
- 8 第7欄は、名義人又は代理人が押印又は署名し、その日を記載する。
- 9 特許印紙を別の用紙にはり、その下にその額を括弧をして記載するとともに

			、 <u>名義人の氏名（名称）、国際登録番号、書類記号及び提出日を記載する。</u>
			<u>10 その他は、様式第9の2の備考1、2、4、7から9まで、11、15及び23と同様とする。</u>
10	8	8 その他は、様式第2の備考1から4まで、 <u>20から22まで、25、27、30から32まで及び41から44までと同様とする。</u>	8 その他は、様式第2の備考1から4まで、 <u>13から15まで、18、20、23から25まで及び34から37までと同様とする。</u>
10の 2	2	2 その他は、様式第2の備考1から4まで、 <u>20から22まで、25、27、30、32及び41から45まで並びに様式第10の備考1、2及び5と同様とする。</u>	2 その他は、様式第2の備考1から4まで、 <u>13から15まで、18、20、23、25及び34から38まで並びに様式第10の備考1、2及び5と同様とする。</u>
11	19	19 その他は、様式第2の備考1から4まで、 <u>20、22、24、29から32まで、35、37及び41から45まで、様式第3の備考1、様式第3の2の備考2から4まで並びに様式第4の備考3と同様とする。</u>	19 その他は、様式第2の備考1から4まで、 <u>13、15、17、22から25まで、28、30及び34から38まで、様式第3の備考1、様式第3の2の備考2から4まで並びに様式第4の備考3と同様とする。</u>
11の 2		<u>様式第11の2 削除</u>	<u>様式第11の2（第9条の2関係）</u>

REQUEST FOR THE RECORDING OF A CHANGE IN OWNERSHIP

For use by the holder; this request contains, in addition to this form, the following number of sheets:	For use by the holder/Office Holder's reference: Office's reference:	For use by the International Bureau: Total additional sheets received:
--	--	---

1 INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER:
 (One form may be used for several international registrations where, for each of those registrations, the transferee is the same and the change in ownership concerns all the goods and services and applies to all designated Contracting Parties or the same designated Contracting Parties.)

2 HOLDER (as recorded in the International Register) Identification code
 (where supplied by WIPO):
 Name:

3 NEW OWNER (transferee)
 (a) Name:
 (b) Address:
 (c) Address for correspondence:
 (d) Telephone: Fax: E-mail address:

4 ENTITLEMENT OF THE TRANSFEREE TO BE THE HOLDER OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION

(a) Indicate in the appropriate space:

- (i) the name of the Contracting State (or Contracting States) of which the transferee is a national; and/or,

- (ii) the name of the State (or States) member of a Contracting Organization of which the transferee is a national; and/or,

- (iii) the name of the Contracting Party in the territory of which the transferee is domiciled; and/or,

- (iv) the name of the Contracting Party (or Contracting Parties) in the territory of which the transferee has a real and effective industrial or commercial establishment.

(b) Where the transferee is not a national of a Contracting State or of a State member of a Contracting Organization and the address given in item 3(b) is not in the territory of any of the Contracting Parties mentioned in paragraph (a)(iii) or (iv) of the present item, indicate in the space provided below:

- (i) the domicile of the transferee in the territory of any of the Contracting Parties mentioned in paragraph (a)(iii) of the present item,
 or,

- (ii) the address of the transferee's industrial or commercial establishment in the territory of any of the Contracting Parties mentioned in paragraph (a)(iv) of the present item.

5

APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE

(a) BY THE RECORDED HOLDER (the transferor)

Identification code
(where supplied by WIPO):

Name:

Address:

Telephone: Fax:

E-mail address:

(b) BY THE NEW OWNER (the transferee)

Identification code
(where supplied by WIPO):

Name:

Address:

Telephone: Fax:

E-mail address:

6

CONTRACTING PARTIES

- The change in ownership is to be recorded for **all** the Contracting Parties designated in the international registration (or in **each** of the international registrations) indicated in item 1.
- The change in ownership is to be recorded for the designated Contracting Parties indicated below in respect of the international registration (or of **each** of the international registrations) indicated in item 1.

.....
.....
.....

7

GOODS AND SERVICES

- The change in ownership is to be recorded for **all** the goods and services covered by the international registration (or by **each** of the international registrations) indicated in item 1.
- The change in ownership is to be recorded for the goods and services indicated below in respect of the international registration indicated in item 1.

.....
.....
.....

8 MISCELLANEOUS INDICATIONS

Indications concerning the transferee (as may be required by certain designated Contracting Parties)

(a) if the transferee is a natural person, nationality of the transferee:

(b) if the transferee is a legal entity:

- legal nature of the legal entity:

- State and, where applicable, territorial unit within that State, under the law of which the legal entity is organized:

9 SIGNATURE BY THE HOLDER OR HIS REPRESENTATIVE

(where this request is presented directly to the International Bureau or, where presented by an Office, if that Office requires or allows such a signature)

(a) Holder: (dd/mm/yyyy)

(b) Representative of the holder: (dd/mm/yyyy)

10 SIGNATURE BY THE OFFICE

..... (dd/mm/yyyy)

FEE CALCULATION SHEET**(a) INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT**

The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from a current account opened with the International Bureau (if this box is checked, it is not necessary to complete (b)).

Holder of the account: Account number:

Identity of the party giving the instructions:

(b) AMOUNT OF FEES; METHOD OF PAYMENT

Amount (177 Swiss francs) x (per international registration mentioned in item 1) Total amount

Identity of the party effecting the payment:

Debit from a current account with WIPO Holder of the account Account number

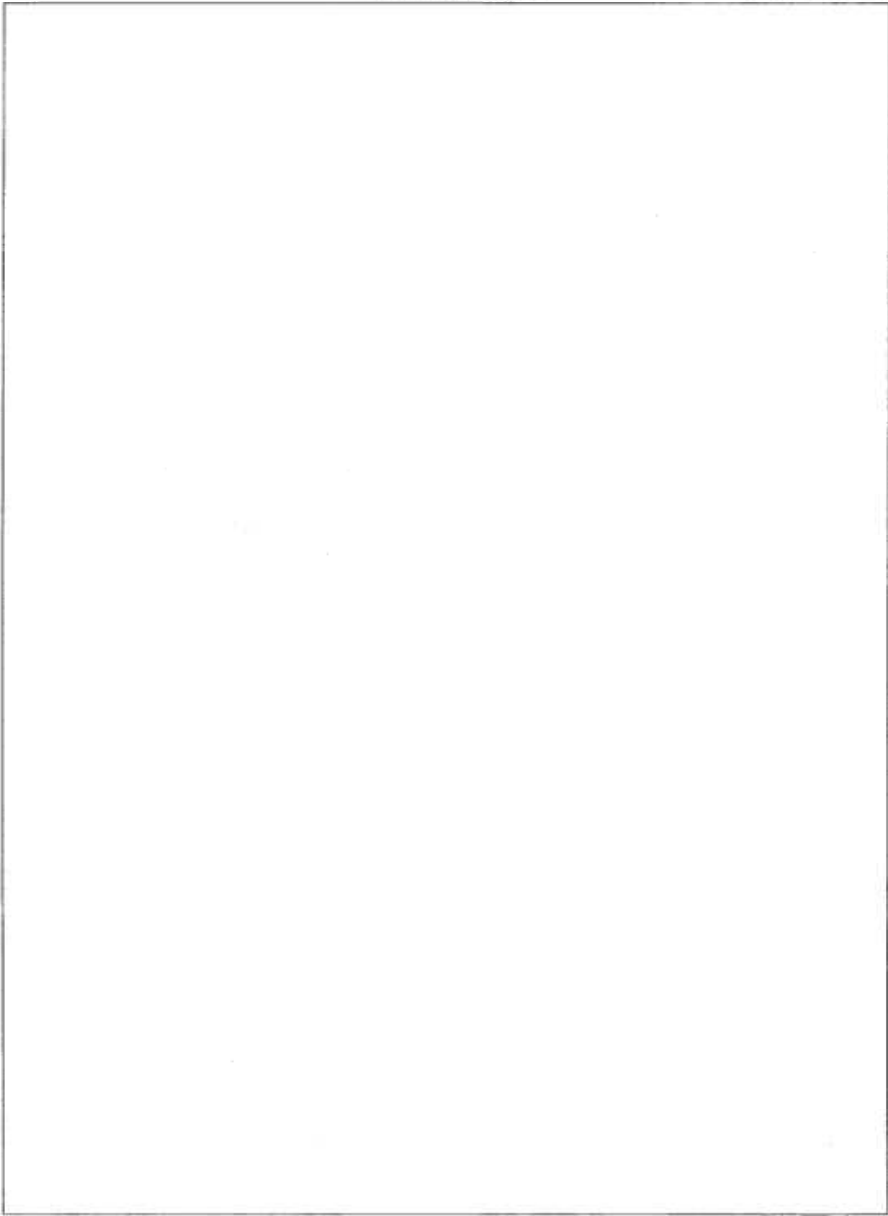
Payment received and acknowledged by WIPO WIPO receipt number

Payment made by banker's check (attached) Check identification dd/mm/yyyy

Payment made by banker's check (sent separately) Check identification dd/mm/yyyy

Payment made to WIPO bank account N° 41 7080-81 with the Crédit Suisse, Geneva Payment identification dd/mm/yyyy

Payment made to WIPO postal check account N° 12-5000-8, Geneva Payment identification dd/mm/yyyy



〔備考〕

- 1 コンピュータ印字を用いて国際登録の名義人の変更の記録の請求の書面を作成するときは、次により作成する。
 - イ 書面の割り付け及び内容は、様式第11の2の形式と一致し、各欄を拡張する場合は、欄の途中で次ページにならないように作成しなければならない。
 - ロ すべての欄は、一本線で描かなければならない。
 - ハ 各欄は、そこに記載する情報がないときも、表示しなければならない。
- 2 「For use by the holder; this request contains, in addition to this form, the following number of sheets:」は、「CONTINUATION SHEET」及び証明書の枚数を記載する。
- 3 第2欄「HOLDER (as recorded in the International Register)」中、「Name」は、国際登録簿と同一のものを記載する。
- 4 譲渡人が2名以上いる場合は1名について第2欄及び第9欄「SIGNATURE BY THE HOLDER OR HIS REPRESENTATIVE (where this request is presented directly to the International Bureau or, where presented by an Office, if that Office requires or allows such a signature)」に記載し、その他の譲渡人については第2欄及び第9欄のすべての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載する。
- 5 第3欄「NEW OWNER (transferee)」中、「Address for correspondence」は、譲受人の住所（居所）以外への通信を希望する場合は記載する。
- 6 譲受人が2名以上いる場合は1名について第3欄、第4欄「ENTITLEMENT OF THE TRANSFEREE TO BE THE HOLDER OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION」、第6欄「CONTRACTING PARTIES」、第7欄「GOODS AND SERVICES」及び第9欄に記載し、その他の譲受人については譲受人1名ごとに第3欄、第4欄、第6欄、第7欄及び第9欄のすべての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載する。
- 7 第3欄で記載した住所が、第4欄(a) (iii)及び(iv)に記載した締約国の領域内に含まれない場合は「(b) where the transferee is not a national of a Contracting State or of a State member of a Contracting Organization a

11の 3	5	5 その他は、様式第2の備考1から4まで、 <u>20から22まで、25、27、30から32まで及び41から45まで並びに様式第10の備考2、4及び5と同様とする。</u>	<p>nd the address given in item 3(b) is not in the territory of any of the Contracting Parties mentioned in paragraph (a) (iii) or (iv) of the present item, indicate in the space provided below:」の欄の最下段の空欄に第4欄(a)(iii)に記載した締約国の住所又は(iv)に記載した締約国の現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所の住所を記載する。</p> <p><u>8 第9欄は、譲渡人又は代理人が押印又は署名し、その日を記載する。</u></p> <p><u>9 その他は、様式第9の2の備考1、2、4、7から9まで、11、15及び23並びに様式第9の3の備考3及び9と同様とする。</u></p> <p>5 その他は、様式第2の備考1から4まで、<u>13から15まで、18、20、23から25及び34から38まで並びに様式第10の備考2、4及び5と同様とする。</u></p>
12の 2		<u>様式第12の2 削除</u>	<u>様式第12の2 (第10条の2関係)</u>

RENEWAL OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION

For use by the holder; in addition to this form, the following number of sheets are attached:	For use by the holder/Office: Holder's reference: Office's reference:	For use by the International Bureau: Total additional sheets received:
--	---	---

1 INTERNATIONAL REGISTRATION TO BE RENEWED:

Number:

Mark:

2 HOLDER (as recorded in the International Register) Identification code (where supplied by WIPO):

Name:

Address:

3 CONTRACTING PARTIES FOR WHICH RENEWAL IS SOUGHT

(a) The international registration identified in item 1 is to be renewed for each of the designated Contracting Parties for which no total refusal or invalidation, and no renunciation, is recorded in the International Register.

(b) The international registration identified in item 1 is to be renewed for the designated Contracting Parties referred to in paragraph (a) of the present item, with the exception of the following Contracting Parties:

.....

.....

.....

.....

.....

(c) In addition to the designated Contracting Parties referred to in paragraph (a) of the present item, the international registration identified in item 1 is to be renewed for the following designated Contracting Parties in spite of the fact that a total refusal by those Contracting Parties is recorded in the International Register:

.....

.....

.....

.....

.....

4 SIGNATURE
 (by the holder, his representative, an Office or the party effecting the payment of the renewal fees)

..... (dd/mm/yyyy)

FEE CALCULATION SHEET

(a) INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT

The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from a current account opened with the International Bureau (if this box is checked, it is not necessary to complete (b)).

Holder of the account: Account number:

Party giving the instructions (name and address):

(b) AMOUNT OF FEES; METHOD OF PAYMENT

Basic fee (653 Swiss francs)

Where applicable, surcharge for the grace period (326.50 Swiss francs)

Complementary and supplementary fees:

Number of designations for which complementary fee is applicable	Complementary fee	Total amount of the complementary fees
..... x 73 Swiss francs	= =>

Number of classes of goods and services beyond three	Supplementary fee	Total amount of the supplementary fees
..... x 73 Swiss francs	= =>

Individual fees (Swiss francs):

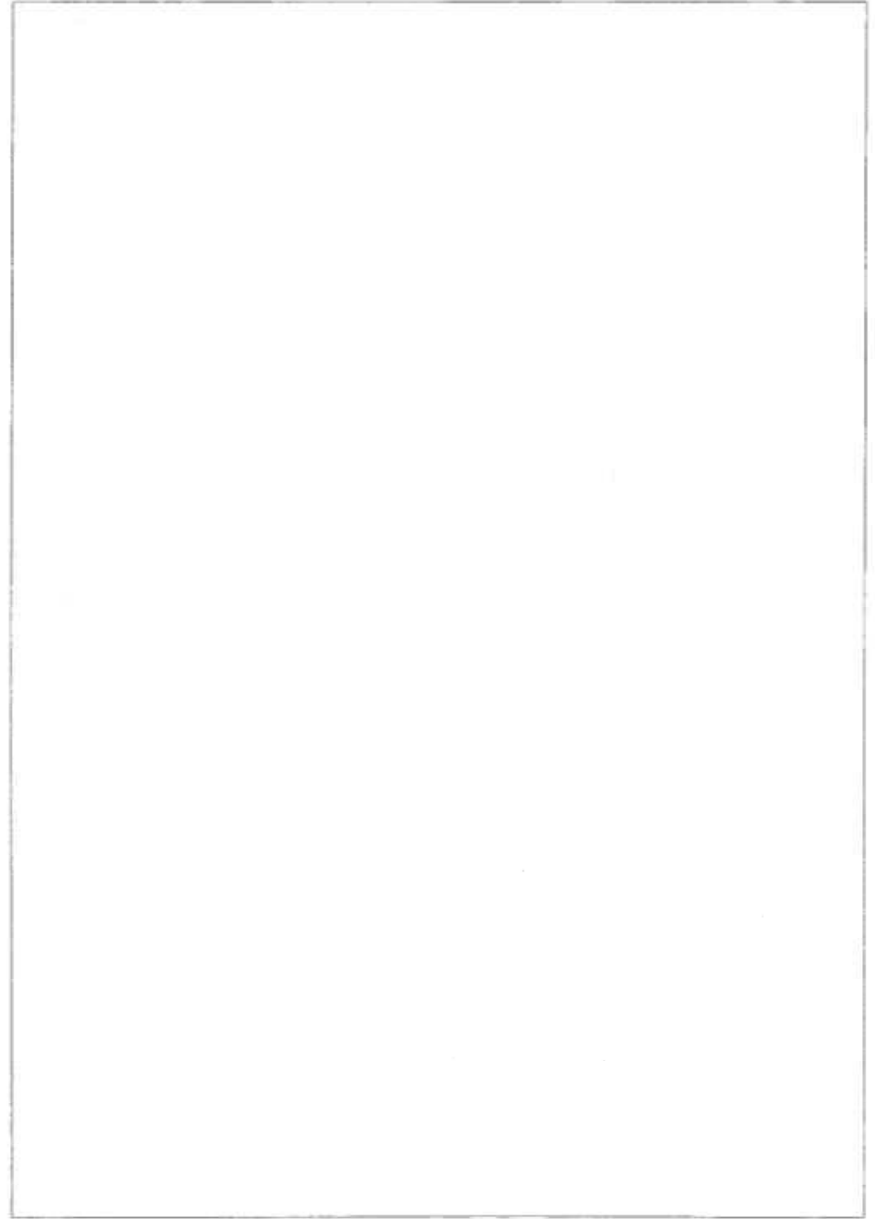
Designated Contracting Parties	Individual fee	Designated Contracting Parties	Individual fee
.....
.....
.....
.....
.....

Total individual fees =>

Grand total

Party effecting the payment (name and address):

Debit from a current account with WIPO	<input type="checkbox"/>	Holder of the account	Account number
Payment received and acknowledged by WIPO	<input type="checkbox"/>	WIPO account number
Payment made by banker's check (attached)	<input type="checkbox"/>	Check identification	44/xxxx/yyyy
Payment made by banker's check (sent separately)	<input type="checkbox"/>	Check identification	44/xxxx/yyyy
Payment made to WIPO bank account n° 487080-81 with the Crédit Suisse, Geneva	<input type="checkbox"/>	Payment identification	44/xxxx/yyyy
Payment made to WIPO postal check account N° 12-5000-8, Geneva	<input type="checkbox"/>	Payment identification	44/xxxx/yyyy



			〔備考〕
			1 <u>コンピュータ印字を用いて国際登録の存続期間の更新の申請の書面を作成するときは、次により作成する。</u>
			イ <u>書面の割り付け及び内容は、様式第12の2の形式と一致し、各欄を拡張する場合は、欄の途中で次ページにならないように作成しなければならない。</u>
			ロ <u>すべての欄は、一本線で描かなければならない。</u>
			ハ <u>各欄は、そこに記載する情報がないときも、表示しなければならない。</u>
			2 「For use by the holder; in addition to this form, the following number of sheets are attached:」は、「CONTINUATION SHEET」及び証明書の枚数を記載する。
			3 <u>国際登録名義人が2名以上いる場合は1名について第2欄「HOLDER (as recorded in the International Register)」及び第4欄「SIGNATURE (by the holder, his representative, an Office or the party effecting the payment of the renewal fees)」に記載し、その他の名義人については名義人1名ごとに第2欄及び第4欄のすべての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載する。</u>
			4 <u>第4欄は、名義人又は代理人が押印又は署名し、その日を記載する。</u>
			5 <u>その他は、様式第9の2の備考1、2、4、7から9まで、11及び23並びに様式第9の3の備考3、4及び9と同様とする。</u>
14の2	9	9 <u>その他は、様式第2の備考1から5まで、20から22まで、24、25、27、30から32まで、34から36まで及び41から45まで、様式第4の備考3並びに様式第10の備考5と同様とする。この場合において様式第2の備考36中「出願」とあるのは「審判」と読み替えるものとする。</u>	9 <u>その他は、様式第2の備考1から5まで、13から15まで、17、18、20、23から25まで、27から29まで及び34から38まで、様式第4の備考3並びに様式第10の備考5と同様とする。この場合において様式第2の備考29中「出願」とあるのは「審判」と読み替えるものとする。</u>
15の2	4	4 <u>識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあつては「【代表者】）」の横にはるものとする。ただし、備考18に該当するときは、識別ラベルをはる場合であつても印を省略することはできない。</u>	4 <u>識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあつては「【代表者】）」の横にはるものとする。ただし、備考16に該当するときは、識別ラベルをはる場合であつても印を省略することはできない。</u>
	6	6 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する。（備考7から9まで及び12の場合を除く。）	6 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する。（備考7から9までの場合を除く。）

イ (略)

ロ 「【補正対象項目名】」は、「商標登録出願人」、「代表者」、「補正をする者」、「商標登録を受けようとする商標」、「商標の詳細な説明」、「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」、「第○類」、「承継人」、「譲渡人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「審判請求人」、「請求の理由」、「書換登録申請者」、「書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分」のように補正をする単位名を記載する。

ハ・ニ (略)

10 10 商標登録を受けようとする商標を補正するときは、「【補正の内容】」の欄に「【商標登録を受けようとする商標】」の欄及び商標記載欄を設け、補正後の商標登録を受けようとする商標の全体（異なる2以上の図又は写真によつて商標登録を受けようとする商標を記載する場合は、全ての図又は写真）を記載する。

11 11 商標の詳細な説明を補正するときは、「【補正の内容】」の欄に「【商標の詳細な説明】」の欄を設け、補正後の商標の詳細な説明の全文を記載する。

12 12 商標法第5条第4項の物件を補正するときは、「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 商標法第5条第4項の物件を提出するときは、「【補正対象項目名】」には「提出物件の目録」と記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」には「【提出物件の目録】」の欄を設け、次に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第4項の物件」と記載し、当該物件を添付する。

ロ 商標法第5条第4項の物件を変更するときは、「【補正対象項目名】」には「提出物件の目録」と記載し、「【補正方法】」には「変更」と記載し、「【補正の内容】」には「【提出物件の目録】」の欄を設け、次に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第4項の物件」と記載し、当該物件を添付する。

13・14 (略)

14

15 15 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考14及び16に該当するときを除く。）に次の要領により記載する。

イ～ニ (略)

イ (略)

ロ 「【補正対象項目名】」は、「商標登録出願人」、「代表者」、「補正をする者」、「商標登録を受けようとする商標」、「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」、「第○類」、「承継人」、「譲渡人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「審判請求人」、「請求の理由」、「書換登録申請者」、「書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分」のように補正をする単位名を記載する。

ハ・ニ (略)

10 商標登録を受けようとする商標を補正するときは、「【補正の内容】」の欄に「【商標登録を受けようとする商標】」の欄及び商標記載欄を設け、補正後の商標登録を受けようとする商標の全体（異なる2以上の方向から表示した図によつて立体商標を記載する場合は、全図）を記載する。

(新設)

(新設)

11・12 (略)

13 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考12及び14に該当するときを除く。）に次の要領により記載する。

イ～ニ (略)

16	<p>16 「【手数料の表示】」の欄は、<u>備考14</u>の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。</p>	<p>14 「【手数料の表示】」の欄は、<u>備考12</u>の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。</p>
17・18	<p>17・18 (略)</p>	<p>15・16 (略)</p>
19	<p>19 その他は、様式第2の備考1から5まで、<u>20、21、23、27、30から32まで及び41から45まで</u>、様式第10の備考2及び5並びに様式第11の備考4と同様とする。</p>	<p>17 その他は、様式第2の備考1から5まで、<u>13、14、16、20、23から25まで及び34から38まで</u>、様式第10の備考2及び5並びに様式第11の備考4と同様とする。</p>
20	<p>6 その他は、様式第2の備考1から4まで、<u>20から22まで、27及び41から44まで</u>並びに様式第10の備考5と同様とする。</p>	<p>6 その他は、様式第2の備考1から4まで、<u>13から15まで、20及び34から37まで</u>並びに様式第10の備考5と同様とする。</p>
21	<p>8 その他は、<u>様式第2の備考1から4まで、20から22まで、24、26から32まで及び41から45まで</u>、様式第4の備考3並びに様式第10の備考2及び5と同様とする。</p>	<p>8 その他は、<u>様式2の備考1から4まで、13から15まで、17、19から25まで及び34から38まで</u>、様式第4の備考3並びに様式第10の備考2及び5と同様とする。</p>
22	<p>11 その他は、様式第2の備考1から4まで、<u>20から22まで、25、27、30、32及び41から45まで</u>並びに様式第10の備考2及び5と同様とする。</p>	<p>11 その他は、様式第2の備考1から4まで、<u>13から15まで、18、20、23、25及び34から38まで</u>並びに様式第10の備考2及び5と同様とする。</p>
23	<p>6 その他は、様式第2の備考1から4まで、<u>20から22まで、25、27、30、32及び41から45まで</u>、様式第10の備考2及び5、様式第11の備考1並びに様式第22の備考3、4、8及び10と同様とする。</p>	<p>6 その他は、様式第2の備考1から4まで、<u>13から15まで、18、20、23、25及び34から38まで</u>、様式第10の備考2及び5、様式第11の備考1並びに様式第22の備考3、4、8及び10と同様とする。</p>

商標登録令施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行																																																																																																
1		<p>様式第一〔第一条の二関係〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">商標登録第 <input style="width:50px;" type="text"/> 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">第 一 表 示 部</td> </tr> <tr> <td style="width:15%;">表示番号 (付 記)</td> <td style="text-align:center;">登 録 事 項</td> </tr> <tr> <td rowspan="15" style="text-align:center; vertical-align: middle;">1 番</td> <td>出 願 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>出 願 番 号 <input style="width:100px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>査 定 (審 決) 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>区 分 の 数 <input style="width:100px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>国際登録の取消し (廃棄)後の特例</td> <td>国際登録の番号 国際登録の年月日 (事後指定の年月日)</td> </tr> <tr> <td>出願時の特例</td> <td>特例国際商標権に係る国際登録の番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">動 き 商 標</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">ホ ロ グ ラ ム 商 標</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">立 体 商 標</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">色 彩 の み か ら な る 商 標</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">音 商 標</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">位 置 商 標</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">標 準 文 字</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">団 体 商 標</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">地 域 団 体 商 標</td> </tr> <tr> <td>優先権主張</td> <td>国 名 <input style="width:100px;" type="text"/> 出願年月日 <input style="width:100px;" type="text"/> 件 数 <input style="width:100px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>商品及び役務の区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定商品(指定役務)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:right;">登 録 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">第 二 表 示 部</td> </tr> <tr> <td>表示番号 (付 記)</td> <td style="text-align:center;">登 録 事 項</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">登 録 料 記 録 部</td> </tr> <tr> <td>登 録 料 <input style="width:100px;" type="text"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">国以外の者の持分の割合又は返還に関する事項 <input style="width:100px;" type="text"/></td> </tr> </table>	商標登録第 <input style="width:50px;" type="text"/> 号		第 一 表 示 部		表示番号 (付 記)	登 録 事 項	1 番	出 願 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/>	出 願 番 号 <input style="width:100px;" type="text"/>	査 定 (審 決) 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/>	区 分 の 数 <input style="width:100px;" type="text"/>	国際登録の取消し (廃棄)後の特例	国際登録の番号 国際登録の年月日 (事後指定の年月日)	出願時の特例	特例国際商標権に係る国際登録の番号	動 き 商 標		ホ ロ グ ラ ム 商 標		立 体 商 標		色 彩 の み か ら な る 商 標		音 商 標		位 置 商 標		標 準 文 字		団 体 商 標		地 域 団 体 商 標		優先権主張	国 名 <input style="width:100px;" type="text"/> 出願年月日 <input style="width:100px;" type="text"/> 件 数 <input style="width:100px;" type="text"/>	商品及び役務の区分		指定商品(指定役務)		登 録 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/>		第 二 表 示 部		表示番号 (付 記)	登 録 事 項			登 録 料 記 録 部		登 録 料 <input style="width:100px;" type="text"/>		国以外の者の持分の割合又は返還に関する事項 <input style="width:100px;" type="text"/>		<p>様式第一〔第一条の二関係〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">商標登録第 <input style="width:50px;" type="text"/> 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">第 一 表 示 部</td> </tr> <tr> <td style="width:15%;">表示番号 (付 記)</td> <td style="text-align:center;">登 録 事 項</td> </tr> <tr> <td rowspan="15" style="text-align:center; vertical-align: middle;">1 番</td> <td>出 願 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>出 願 番 号 <input style="width:100px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>査 定 (審 決) 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>区 分 の 数 <input style="width:100px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>国際登録の取消し (廃棄)後の特例</td> <td>国際登録の番号 国際登録の年月日 (事後指定の年月日)</td> </tr> <tr> <td>出願時の特例</td> <td>特例国際商標権に係る国際登録の番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">立 体 商 標</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">標 準 文 字</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">団 体 商 標</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">地 域 団 体 商 標</td> </tr> <tr> <td>優先権主張</td> <td>国 名 <input style="width:100px;" type="text"/> 出願年月日 <input style="width:100px;" type="text"/> 件 数 <input style="width:100px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>商品及び役務の区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定商品(指定役務)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:right;">登 録 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">第 二 表 示 部</td> </tr> <tr> <td>表示番号 (付 記)</td> <td style="text-align:center;">登 録 事 項</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">登 録 料 記 録 部</td> </tr> <tr> <td>登 録 料 <input style="width:100px;" type="text"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">国以外の者の持分の割合又は返還に関する事項 <input style="width:100px;" type="text"/></td> </tr> </table>	商標登録第 <input style="width:50px;" type="text"/> 号		第 一 表 示 部		表示番号 (付 記)	登 録 事 項	1 番	出 願 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/>	出 願 番 号 <input style="width:100px;" type="text"/>	査 定 (審 決) 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/>	区 分 の 数 <input style="width:100px;" type="text"/>	国際登録の取消し (廃棄)後の特例	国際登録の番号 国際登録の年月日 (事後指定の年月日)	出願時の特例	特例国際商標権に係る国際登録の番号	立 体 商 標		標 準 文 字		団 体 商 標		地 域 団 体 商 標		優先権主張	国 名 <input style="width:100px;" type="text"/> 出願年月日 <input style="width:100px;" type="text"/> 件 数 <input style="width:100px;" type="text"/>	商品及び役務の区分		指定商品(指定役務)		登 録 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/>		第 二 表 示 部		表示番号 (付 記)	登 録 事 項			登 録 料 記 録 部		登 録 料 <input style="width:100px;" type="text"/>		国以外の者の持分の割合又は返還に関する事項 <input style="width:100px;" type="text"/>	
商標登録第 <input style="width:50px;" type="text"/> 号																																																																																																			
第 一 表 示 部																																																																																																			
表示番号 (付 記)	登 録 事 項																																																																																																		
1 番	出 願 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																		
	出 願 番 号 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																		
	査 定 (審 決) 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																		
	区 分 の 数 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																		
	国際登録の取消し (廃棄)後の特例	国際登録の番号 国際登録の年月日 (事後指定の年月日)																																																																																																	
	出願時の特例	特例国際商標権に係る国際登録の番号																																																																																																	
	動 き 商 標																																																																																																		
	ホ ロ グ ラ ム 商 標																																																																																																		
	立 体 商 標																																																																																																		
	色 彩 の み か ら な る 商 標																																																																																																		
	音 商 標																																																																																																		
	位 置 商 標																																																																																																		
	標 準 文 字																																																																																																		
	団 体 商 標																																																																																																		
	地 域 団 体 商 標																																																																																																		
優先権主張	国 名 <input style="width:100px;" type="text"/> 出願年月日 <input style="width:100px;" type="text"/> 件 数 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																		
商品及び役務の区分																																																																																																			
指定商品(指定役務)																																																																																																			
登 録 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																			
第 二 表 示 部																																																																																																			
表示番号 (付 記)	登 録 事 項																																																																																																		
登 録 料 記 録 部																																																																																																			
登 録 料 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																			
国以外の者の持分の割合又は返還に関する事項 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																			
商標登録第 <input style="width:50px;" type="text"/> 号																																																																																																			
第 一 表 示 部																																																																																																			
表示番号 (付 記)	登 録 事 項																																																																																																		
1 番	出 願 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																		
	出 願 番 号 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																		
	査 定 (審 決) 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																		
	区 分 の 数 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																		
	国際登録の取消し (廃棄)後の特例	国際登録の番号 国際登録の年月日 (事後指定の年月日)																																																																																																	
	出願時の特例	特例国際商標権に係る国際登録の番号																																																																																																	
	立 体 商 標																																																																																																		
	標 準 文 字																																																																																																		
	団 体 商 標																																																																																																		
	地 域 団 体 商 標																																																																																																		
	優先権主張	国 名 <input style="width:100px;" type="text"/> 出願年月日 <input style="width:100px;" type="text"/> 件 数 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																	
	商品及び役務の区分																																																																																																		
	指定商品(指定役務)																																																																																																		
	登 録 年 月 日 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																		
	第 二 表 示 部																																																																																																		
表示番号 (付 記)	登 録 事 項																																																																																																		
登 録 料 記 録 部																																																																																																			
登 録 料 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																			
国以外の者の持分の割合又は返還に関する事項 <input style="width:100px;" type="text"/>																																																																																																			

(付記)	
登録料記録部	
登録料	
国以外の者の持分の割合又は返還に関する事項	
甲 区	
順位番号 (付記)	登録事項
乙 区	
順位番号 (付記)	登録事項
丙 区	
順位番号 (付記)	登録事項
丁 区	
順位番号 (付記)	登録事項

甲 区	
順位番号 (付記)	登録事項
乙 区	
順位番号 (付記)	登録事項
丙 区	
順位番号 (付記)	登録事項
丁 区	
順位番号 (付記)	登録事項

1の
2

様式第一の二〔第一条の二関係〕

国際登録第	号
第 一 表 示 部	
登 録 事 項	
表示番号(付記) : 1番	
国際登録(事後指定)の年月日	
査定(審決)年月日	
特例国際商標権	
重複国内商標権に係る登録番号	
登録商標	

様式第一の二〔第一条の二関係〕

国際登録第	号
第 一 表 示 部	
登 録 事 項	
表示番号(付記) : 1番	
国際登録(事後指定)の年月日	
査定(審決)年月日	
特例国際商標権	
重複国内商標権に係る登録番号	
登録商標	

動 き 商 標
ホ ロ グ ラ ム 商 標
立 体 商 標
色 彩 の み か ら な る 商 標
音 商 標
位 置 商 標
商標の詳細な説明
団 体 商 標
地 域 団 体 商 標
優先権主張
国名
出願年月日
件数
商品及び役務の区分
指定商品(指定役務)
登 録 年 月 日
第 二 表 示 部
登 録 事 項
表示番号(付記) :
甲 区
登 録 事 項
順位番号(付記) :
乙 区
登 録 事 項
順位番号(付記) :
丙 区
登 録 事 項
順位番号(付記) :
丁 区
登 録 事 項
順位番号(付記) :
国 際 登 録 事 項 記 録 部

立 体 商 標
団 体 商 標
地 域 団 体 商 標
優先権主張
国名
出願年月日
件数
商品及び役務の区分
指定商品(指定役務)
登 録 年 月 日
第 二 表 示 部
登 録 事 項
表示番号(付記) :
甲 区
登 録 事 項
順位番号(付記) :
乙 区
登 録 事 項
順位番号(付記) :
丙 区
登 録 事 項
順位番号(付記) :
丁 区
登 録 事 項
順位番号(付記) :
国 際 登 録 事 項 記 録 部
登 録 事 項
記録番号(付記) :

登 録 事 項

記録番号（付記）：

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
8	2 3 4 5～ 9 10	<p><u>2 計量単位は、メートル法により記載する。</u></p> <p><u>3 技術用語は、学術用語を用いる。</u></p> <p><u>4 用語は、国際出願全体を通じ統一して使用されているものを用いる。</u></p> <p><u>5～9 (略)</u></p> <p><u>10 明細書には、法又はこの省令に規定する事項以外のいかなる事項も記載してはならない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2～6 (略)</u></p> <p>(新設)</p>
8の 2	3	<p>3 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2並びに様式第8の備考1から6まで、9及び10と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。</p>	<p><u>7</u> その他は、様式第1の備考1から7まで、20及び21並びに様式第7の備考2から4まで及び18と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。</p>
9	11	<p>11 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、20及び21並びに様式第8の備考1から6まで及び10と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。</p>	<p>11 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、20及び21、様式第7の備考2から4まで及び18並びに様式第8の備考1から3までと同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。</p>

9の 2	備考	<p>様式第1の備考1から4まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2、<u>様式第8の備考1から6まで及び10並びに様式第9の備考1から10までと同様とする。</u>この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。</p>	<p>様式第1の備考1から4まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2、<u>様式第7の備考2から4まで及び18、様式第8の備考1から3まで並びに様式第9の備考1から10までと同様とする。</u>この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。</p>
11	6	<p>6 その他は、<u>様式第1の備考1から4まで、6、7、20及び21並びに様式第8の備考2から6まで及び10と同様とする。</u>この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。</p>	<p>6 その他は、<u>様式第1の備考1から4まで、6、7、20及び21、様式第7の備考2から4まで及び16並びに様式第8の備考2及び3と同様とする。</u>この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。</p>
11の 2	2	<p>2 その他は、<u>様式第1の備考1から4まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2、様式第8の備考2から6まで及び10並びに様式第11の備考1、2、4及び5と同様とする。</u>この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。</p>	<p>2 その他は、<u>様式第1の備考1から4まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2、様式第7の備考2から4まで及び16、様式第8の備考2及び3並びに様式第11の備考1、2、4及び5と同様とする。</u>この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。</p>
11の 3	1	<p>1 第29条の4第1項（同条第3項及び第29条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定により優先権の主張の基礎となる出願の写しを提出するときは表題を「<u>優先権主張の基礎出願の写し提出書</u>」とし、「添付書類の目録」の欄の「<u>優先権書類 通</u>」を「<u>優先権主張の基礎出願の写し通</u>」とし、当該基礎出願の言語が国際出願の言語と異なる場合にあつては、「<u>優先権主張の基礎出願の写し 通</u>」の次に「<u>翻訳文 通</u>」のように記載する。<u>第29条の4第1項のただし書の場合にあつては、表題を「優先権主張の基礎出願の翻訳文提出書」とし、「添付書類の目録」の欄の「優先権書類 通」を「優先権主張の基礎出願の翻訳文 通」のように記</u></p>	<p>1 第29条の4第1項（同条第3項及び第29条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定により優先権の主張の基礎となる出願の写しを提出するときは表題を「<u>優先権主張の基礎出願の写し提出書</u>」とし、「添付書類の目録」の欄の「<u>優先権書類 通</u>」を「<u>優先権主張の基礎出願の写し通</u>」とし、当該基礎出願の言語が国際出願の言語と異なる場合にあつては、「<u>優先権主張の基礎出願の写し 通</u>」の次に「<u>翻訳文 通</u>」のように記載する。</p>

		<p>載する。</p> <p>2 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。</p>	<p>2 様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。</p>
11の4	1	<p>1 第29条の4第1項（同条第3項及び第29条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定により優先権の主張の基礎となる出願の写しを提出するときは表題を「SUBMISSION OF COPY OF THE EARLIER APPLICATION」とし、「List of Attached Documents」の欄の「priority document(s) : copies」を「copy of the earlier application(s) : copies」とし、当該基礎出願の言語が国際出願の言語と異なる場合にあつては、「copy of the earlier application(s) : copies」の次に「translation of the earlier application(s) : copies」のように記載する。<u>第29条の4第1項のただし書の場合にあつては、表題を「SUBMISSION OF TRANSLATION OF THE EARLIER APPLICATION」とし、「List of Attached Documents」の欄の「priority document(s) : copies」を「translation of the earlier application(s) : copies」のように記載する。</u></p>	<p>1 第29条の4第1項（同条第3項及び第29条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定により優先権の主張の基礎となる出願の写しを提出するときは表題を「SUBMISSION OF COPY OF THE EARLIER APPLICATION」とし、「List of Attached Documents」の欄の「priority document(s) : copies」を「copy of the earlier application(s) : copies」とし、当該基礎出願の言語が国際出願の言語と異なる場合にあつては、「copy of the earlier application(s) : copies」の次に「translation of the earlier application(s) : copies」のように記載する。</p>
	2	<p>2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。</p>	<p>2 様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。</p>
11の7		<p>様式第11の7（第22条の2、<u>第28条の4</u>、第29条の2、第29条の6、第30条の2及び第47条関係）</p>	<p>様式第11の7（第22条の2、第29条の2、第29条の6、第30条の2及び第47条関係）</p>
	1	<p>1 第22条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第22条の2第1項の規定による意見）」とし、<u>第28条の4第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第28条の4第2項の規定による意見）」</u>とし、第29条の2第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の2第2項の規定による意見）」とし、第29条の6第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の6第2項の規定による意見）」とし、第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の6第2項の規定による意見）」とし、第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第30条の2第1項の規定による意見）」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第47条第3項の規定による意見）」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「意見書（第47条第3項の</p>	<p>1 第22条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第22条の2第1項の規定による意見）」とし、第29条の2第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の2第2項の規定による意見）」とし、第29条の6第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の6第2項の規定による意見）」とし、第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第30条の2第1項の規定による意見）」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「意見書（第47条第3項の規定による意見）」とする。</p>

		規定による意見) 」とする。	
2	2	<u>第28条の4第2項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「通知の日付」とし、第29条の2第2項又は第29条の6第2項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補充命令の日付」とし、第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補正命令の日付」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「通知の日付」とする。</u>	2 <u>第29条の2第2項又は第29条の6第2項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補充命令の日付」とし、第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補正命令の日付」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「通知の日付」とする。</u>
	3	<u>日付は、西暦紀元及びグレゴリー暦により、日についての数字、月についての数字及び年についての数字をこの順序に従って、日及び月について2桁のアラビア数字で表示し、年について4桁のアラビア数字で表示し、かつ、日及び月の数字の後にピリオドを付す(例えば2003年6月28日は「28. 06. 2003」)。他の紀元又は暦を用いる場合には、西暦紀元及びグレゴリー暦による日付を併記する。</u>	(新設)
4	4	<u>その他は、様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。</u>	3 <u>様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考14と同様とする。</u>
11の8		様式第11の8 (第22条の2、 <u>第28条の4</u> 、第29条の2、第29条の6、第30条の2及び第47条関係)	様式第11の8 (第22条の2、第29条の2、第29条の6、第30条の2及び第47条関係)
	1	1 <u>第28条の4第2項又は第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「Date of Invitation」の欄を「Date of Notification」とする。</u>	1 <u>第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「Date of Invitation」の欄を「Date of Notification」とする。</u>
	2	2 <u>その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第11の7の備考3と同様とする。</u>	2 <u>様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第7の備考14と同様とする。</u>
12	7	7 <u>その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。</u>	7 <u>その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考14と同様とする。</u>
12の2	4	4 <u>その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、<u>様式第11の7の備考3</u>並びに様式第12の備考4及び6と</u>	4 <u>その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、<u>様式第7の備考14</u>並びに様式第12の備考4及び6と同様</u>

		同様とする。			とする。
13の 3		様式第13の3（第27条の2及び第28条の3関係）			様式第13の3（第27条の2関係）
	2	2 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。			2 様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考14と同様とする。
13の 4		様式第13の4（第27条の2及び第28条の3関係）			様式第13の4（第27条の2関係）
	備考	様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、 <u>様式第11の7の備考3</u> 並びに様式第13の3の備考1と同様とする。			様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、 <u>様式第7の備考14</u> 並びに様式第13の3の備考1と同様とする。
15	1	1 法第6条の規定による命令に基づき補正をするときは表題を「 <u>手続補正書（法第6条の規定による命令に基づく補正）</u> 」とし、法第11条の規定により補正をするときは「 <u>手続補正書（法第11条の規定による補正）</u> 」とし、令第1条第2項の規定による命令に基づき補正をするときは「 <u>手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）</u> 」とし、第27条の3第1項の規定により補正をするときは「 <u>手続補正書（第27条の3第1項の規定による補正）</u> 」とし、第28条第1項の規定による命令に基づき補正をするときは「 <u>手続補正書（第28条第1項の規定による命令に基づく補正）</u> 」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「第50条の3第3項の規定による磁気ディスクの提出書」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「第50条の3第5項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出書」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「第50条の3第5項の規定による命令に基づく配列表を記載した書面の提出書」とし、第50条の3第9項の規定による命令に基づき補正をするときは「 <u>手続補正書（第50条の3第9項の規定による命令に基づく補正）</u> 」とする。			1 法第6条の規定による命令に基づき補正をするときは表題を「 <u>手続補正書（法第6条の規定による命令に基づく補正）</u> 」とし、法第11条の規定により補正をするときは「 <u>手続補正書（法第11条の規定による補正）</u> 」とし、令第1条第2項の規定による命令に基づき補正をするときは「 <u>手続補正書（令第1条第2項の規定による命令に基づく補正）</u> 」とし、第27条の3第1項の規定により補正をするときは「 <u>手続補正書（第27条の3第1項の規定による補正）</u> 」とし、第28条第1項の規定による命令に基づき補正をするときは「 <u>手続補正書（第28条第1項の規定による命令に基づく補正）</u> 」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「第50条の3第3項の規定による磁気ディスクの提出書」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「第50条の3第5項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出書」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「第50条の3第5項の規定による命令に基づく配列表を記載した書面の提出書」とし、第50条の3第9項の規定による命令に基づき補正をするときは「 <u>手続補正書（第50条の3第9項の規定による命令に基づく補正）</u> 」とする。

8 8 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

15の 6 6 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第2の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3、様式第12の2の備考1並びに様式第15の備考2及び3と同様とする。

15の 2の 2 様式第15の2の2（第28条の3関係）
優先権の回復請求書
 特許庁長官 _____ 殿
 1 国際出願の表示
 2 出願人（代表者）
 氏名（名称） _____ ㊟
 あて名 _____
 国 _____ 籍 _____
 住 _____ 所 _____
 3 代理人
 氏 名 _____ ㊟
 あて名 _____
 4 回復を求める優先権
 5 回復の理由
 6 添付書類の目録
 [備考]
 1 1 「回復を求める優先権」の欄には、回復を求める優先権に係る出願の出願日、出願番号及び当該出願がされた国名（国内出願の場合）、広域官庁名（広域出願の場合）又は受理官庁名（国際出願の場合）を記載する。優先権の主張の基礎となる出願がARIPOにされた特許出願であるときは、その出願がその国についてされた国のうち、少なくとも一の工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国又は世界貿易機関加盟国を（二以上の優先権の回復を請求するときは、優先権ごとに行を変えて）記載する。

8 8 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考14と同様とする。

6 6 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第7の備考14、様式第12の2の備考1並びに様式第15の備考2及び3と同様とする。

2 2 「回復の理由」の欄には、第28条の3第1項に規定する優先期間内に国際出願を提出することができなかつたことについての正当な理由を具体的に記載する。

3 3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

15の 様式第15の2の3（第28条の3関係）

2の REQUEST TO RESTORE RIGHT OF PRIORITY

3 To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : _____ Signature _____ (印)

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : _____ Signature _____ (印)

Address :

4 Right of priority to be restored

5 Reason for restoration

6 List of Attached Documents

[備考]

様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第15の2の2の備考1及び2と同様とする。

15の 様式第15の2の4（第28条の3関係）

2の 優先権の回復理由書

4 特許庁長官 _____ 殿

1 国際出願の表示

15の
2の
5

2 出願人（代表者）

氏名（名称） _____ ㊟

あて名

国 _____ 籍

住 _____ 所

3 代理人

氏 _____ 名 _____ ㊟

あて名

4 回復を求める優先権

5 回復の理由

6 添付書類の目録

[備考]

様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、様式第11の7の備考3並びに様式第15の2の2の備考1及び2と同様とする。

様式第15の2の5（第28条の3関係）

REASON FOR RESTORATION OF RIGHT OF PRIORITY

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : _____ Signature _____ (㊟)

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : _____ Signature _____ (㊟)

Address :

4 Right of priority to be restored

5 Reason for restoration

6 List of Attached Documents

[備考]

		<p><u>様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第15の2の2の備考1及び2と同様とする。</u></p>	
15の3	3	<p>3 <u>その他は、様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3</u>と同様とする。</p>	<p>3 <u>様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考14</u>と同様とする。</p>
15の4	備考	<p>様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、<u>様式第11の7の備考3</u>並びに様式第15の3の備考1及び2と同様とする。</p>	<p>様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、<u>様式第7の備考14</u>並びに様式第15の3の備考1及び2と同様とする。</p>
16	備考	<p>様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに<u>様式第11の7の備考3</u>と同様とする。</p>	<p>様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに<u>様式第7の備考14</u>と同様とする。</p>
16の2	備考	<p>様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに<u>様式第11の7の備考3</u>と同様とする。</p>	<p>様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに<u>様式第7の備考14</u>と同様とする。</p>
18		<p><u>手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）</u></p>	<p>手数料追加納付書</p>
	1	<p>1 手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。<u>法第18条第3項</u>において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（6 追加納付の金額）」の欄</p>	<p>1 手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。<u>法第18条第5項</u>において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（6 追加納付の金額）」の欄</p>

	<p>の次に「納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。</p> <p>3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに<u>様式第11の7の備考3</u>と同様とする。</p>	<p>の次に「納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。</p> <p>3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに<u>様式第7の備考14</u>と同様とする。</p>
18の2	<p>PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL SEARCH</p> <p>備考 様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、<u>様式第11の7の備考3</u>並びに様式第18の備考1及び2と同様とする。</p>	<p>PAYMENT OF ADDITIONAL FEE</p> <p>備考 様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、<u>様式第7の備考14</u>並びに様式第18の備考1及び2と同様とする。</p>
22	<p>請求の範囲の減縮書（手数料追加納付書（<u>国際予備審査に係る追加納付</u>））</p> <p>1 <u>国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するときは表題を「請求の範囲の減縮書」とし、手数料を追加して納付するときは、表題を「手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）」とし、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して納付するときは、表題を「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」とする。</u></p> <p>3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、<u>様式第11の7の備考3</u>並びに様式第18の備考1及び2と同様とする。</p>	<p>請求の範囲の減縮書（手数料追加納付書）</p> <p>1 <u>国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して納付するときは、表題を「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」とする。</u></p> <p>3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、<u>様式第7の備考14</u>並びに様式第18の備考1及び2と同様とする。</p>
22の2	<p>RESTRICTION OF CLAIM (PAYMENT OF ADDITIONAL FEE (FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION))</p> <p>1 <u>国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するときは表題を「RESTRICTION OF CLAIM」とし、手数料を追加して納付するときは、表題を「PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION」とし、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して納付するときは、表題を「RESTRICTION OF CLAIM AND PAYMENT OF AD</u></p>	<p>RESTRICTION OF CLAIM (PAYMENT OF ADDITIONAL FEE)</p> <p>1 <u>国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して納付するときは、表題を「RESTRICTION OF CLAIM AND PAYMENT OF ADDITIONAL FEE」とする。</u></p>

	<p>DITIONAL FEE」とする。</p> <p>3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、<u>様式第11の7の備考3</u>並びに様式第18の備考1及び2と同様とする。</p>	<p>3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、<u>様式第7の備考14</u>並びに様式第18の備考1及び2と同様とする。</p>
23	備考 様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに <u>様式第11の7の備考3</u> と同様とする。	備考 様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに <u>様式第7の備考14</u> と同様とする。
23の2	2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに <u>様式第11の7の備考3</u> と同様とする。	2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに <u>様式第7の備考14</u> と同様とする。
25	<p><u>様式第25 削除</u></p>	<p><u>様式第25 (第71条の2関係)</u></p> <p style="text-align: right;">記名押印(署名)に関する説明書提出書</p> <p>特許庁長官 _____ 殿</p> <p>1 <u>国際出願の表示</u></p> <p>2 <u>出願人(代表者)</u></p> <p>氏名(名称) _____ (印)</p> <p>あて名 _____</p> <p>国 _____ 籍 _____</p> <p>住 _____ 所 _____</p> <p>3 <u>代理人</u></p> <p>氏 名 _____ (印)</p> <p>あて名 _____</p> <p>4 <u>添付書類の目録</u></p> <p>(1) <u>説明書</u> _____ 1通</p> <p>(2) (_____) _____ 通)</p> <p>[備考]</p> <p><u>様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。</u></p>

25の 2		様式第25の2 削除
26の 3	4	4 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに <u>様式第11の7の備考3</u> と同様とする。
26の 4	3	3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、 <u>様式第11の7の備考3</u> 並びに様式第26の3の備考2と同様とする。
27	1	1 国際出願をする者が納付するときは表題を「手数料納付書（ <u>国際出願に関する手数料の納付</u> ）」とし、国際予備審査の請求をする者が納付するときは「手数料納付書（ <u>国際予備審査に関する手数料の納付</u> ）」とする。

		様式第25の2（第71条の2関係） SUBMISSION OF EXPLANATION CONCERNING SIGNATURE (SEALING) To : Commissioner of the Patent Office <u>1 Identification of the International Application</u> <u>2 Applicant (Common Representative)</u> Name : _____ Signature ⑩ Address : _____ Country of nationality : _____ Country of residence : _____ <u>3 Agent</u> Name : _____ Signature ⑩ Address : _____ <u>4 List of Attached Documents</u> <u>(1) statement : 1 copy</u> <u>(2) (_____)</u> [備考] <u>様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。</u>
26の 3	4	4 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに <u>様式第7の備考14</u> と同様とする。
26の 4	3	3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、 <u>様式第7の備考14</u> 並びに様式第26の3の備考2と同様とする。
27	1	1 国際出願をする者が納付するときは表題を「手数料納付書（ <u>法第18条第2項（同項の表一の項）の規定による納付</u> ）」とし、国際予備審査の請求をする者が納付するときは「手数料納付書（ <u>法第18条第2項（同項の表三の項）</u> ）」とする。

27の
2

PAYMENT OF FEES

- 1 1 国際出願をする者が納付するときは表題を「PAYMENT OF FEES FOR INTERNATIONAL APPLICATION」とし、国際予備審査の請求をする者が納付するときは「PAYMENT OF FEES FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION」とする。

27の
3

様式第27の3 削除

の規定による納付)」とする。

PAYMENT OF TRANSMITTAL FEE (OF TRANSMITTAL FEE AND SEARCH FEE, OF PRELIMINARY EXAMINATION FEE)

- 1 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者が納付するときは、表題を「PAYMENT OF TRANSMITTAL FEE」とし、特許庁が国際調査をする国際出願をする者が納付するときは、表題を「PAYMENT OF TRANSMITTAL FEE AND SEARCH FEE」とし、国際予備審査の請求をする者が納付するときは、表題を「PAYMENT OF PRELIMINARY EXAMINATION FEE」とする。

様式第27の3 (第78条の2 関係)

SUBMISSION OF CERTIFICATE OF PAYMENT OF SEARCH FEE

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : _____ Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : _____ Signature _____

Address :

4 Amount Paid Yen

5 List of Attached Documents

(1) certificate of payment : 1 copy

(2) (_____)

[備考]

- 1 振込みを証明する書面は、別紙にはがれないようにはり、割印する。
 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様

様式第28 削除様式第28の2 削除

式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第28（第79条関係）国際出願手数料（取扱手数料）振込済証提出書

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示2 出願人（代表者）

氏名（名称） ⑩

あて名

国 籍

住 所

3 代理人

氏 名 ⑩

あて名

4 振込みをした金額 円5 添付書類の目録

(1) 振込みを証明する書面 1通

(2) () 通

[備考]

1 法第18条第4項の規定により納付すべき国際事務局に対する手数料のうち規則57.1の取扱手数料について振込みを証明する書面を提出するときは、表題を「取扱手数料振込済証提出書」とする。

2 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第27の3の備考1と同様とする。

様式第28の2（第79条関係）

SUBMISSION OF CERTIFICATE OF PAYMENT OF INTERNATIONAL
FILING FEE (OF HANDLING FEE)

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

		<p>Name : _____ Signature (印)</p> <p>Address : _____</p> <p>Country of nationality : _____</p> <p>Country of residence : _____</p> <p>3 Agent</p> <p>Name : _____ Signature (印)</p> <p>Address : _____</p> <p>4 Amount Paid _____ Yen</p> <p>5 List of Attached Documents</p> <p>(1) certificate of payment : 1 copy</p> <p>(2) (_____)</p> <p>[備考]</p> <p>1 法第18条第4項の規定により納付すべき国際事務局に対する手数料のうち規則57.1の取扱手数料について振込みを証明する書面を提出するときは、表題を「SUBMISSION OF CERTIFICATE OF PAYMENT OF HANDLING FEE」とする。</p> <p>2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第27の3の備考1と同様とする。</p> <p>6 添付書類の目録</p> <p>(1) (特許印紙を貼付した書面(歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用))) 1通</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>備考 様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、<u>様式第11の7の備考3</u>並びに様式第18の備考1と同様とする。</p> <p>6 List of Attached Documents</p> <p>(1) (patent revenue stamps (receipt of revenue) ; 1 copy)</p>
29	6 添付書類の目録	6 添付書類の目録
	<p>(1) (特許印紙を貼付した書面(歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用))) 1通</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(1) (特許印紙を貼付した書面(歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用))) 1通</p> <p>(2) (振込みを証明する書面) 1通</p> <p>(3) (_____) 通)</p>
備考	様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、 <u>様式第11の7の備考3</u> 並びに様式第18の備考1と同様とする。	様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、 <u>様式第7の備考14</u> 並びに様式第18の備考1と同様とする。
29の2	6 List of Attached Documents	6 List of Attached Documents
	(1) (patent revenue stamps (receipt of revenue) ; 1 copy)	(1) (patent revenue stamps (receipt of revenue) ; 1 copy)

備考	<p>(削る)</p> <p>様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、<u>様式第11の7の備考3</u>並びに様式第18の備考1と同様とする。</p>	<p><u>(2) (certificate of payment ; 1 copy)</u></p> <p>様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、<u>様式第7の備考14</u>並びに様式第18の備考1と同様とする。</p>
----	---	---

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
6	8	<p>8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。</p> <p>(文例)</p> <p style="text-align: center;">包 括 委 任 状</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>私は、識別番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (弁理士) 〇〇〇〇氏をもって代理人として下記事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ</p> <p>1 すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更</p> <p>1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願への変更</p>	<p>8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。</p> <p>(文例)</p> <p style="text-align: center;">包 括 委 任 状</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>私は、識別番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (弁理士) 〇〇〇〇氏をもって代理人として下記事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ</p> <p>1 すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更</p> <p>1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願への変更</p>

- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1 すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ
- 1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
- 1 すべての特許出願に関する出願公開の請求
- 1 すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
- 1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許に関する特許異議の申立て及びこれらの取下げ
- 1 すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
- 1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1 上記手続に関する復代理人の選任

住所（居所）
氏名（名称） ㊞

- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1 すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ
- 1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
- 1 すべての特許出願に関する出願公開の請求
- 1 すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
- 1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
- 1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1 上記手続に関する復代理人の選任

住所（居所）
氏名（名称） ㊞

9 24 24 第12条の規定により、特許法第43条第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記録する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事

24 第12条の規定により、特許法第43条第1項（同法第43条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記録する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事

項を願書に記録するときも同様とする。また、同項第2号に規定する事項を願書に記録するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記録し、特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を記録するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記録し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記録し、又は、「世界知的所有権機関」と記録する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】
【出願日】
【出願番号】
（【出願の区分】）
（【アクセスコード】）
（【優先権証明書提供国（機関）】）
（【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】
【出願日】
【出願番号】
（【出願の区分】）
（【アクセスコード】）
（【優先権証明書提供国（機関）】）
（【提供国（機関）における出願の番号】）

項を願書に記録するときも同様とする。また、同項第2号に規定する事項を願書に記録するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記録し、特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を記録するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記録し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記録し、又は、「世界知的所有権機関」と記録する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】
【出願日】
【出願番号】
（【出願の区分】）
（【アクセスコード】）
（【優先権証明書提供国（機関）】）
（【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】
【出願日】
【出願番号】
（【出願の区分】）
（【アクセスコード】）
（【優先権証明書提供国（機関）】）
（【提供国（機関）における出願の番号】）

11	23	<p>23 第12条の規定により、意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記録する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。</p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p>【国名】</p> <p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p>【国名】</p> <p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p>	<p>23 第12条の規定により、意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項（同法第43条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記録する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。</p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p>【国名】</p> <p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p>【国名】</p> <p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p>
----	----	---	--

意匠法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
2	32	<p>32 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考29に該当する場合にあつては、「【秘密にすることを請求する期間】」）の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日に記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。</p> <p style="padding-left: 40px;">【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p style="padding-left: 80px;">【国名】</p> <p style="padding-left: 80px;">【出願日】</p> <p style="padding-left: 80px;">【出願番号】</p> <p style="padding-left: 40px;">【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p style="padding-left: 80px;">【国名】</p> <p style="padding-left: 80px;">【出願日】</p> <p style="padding-left: 80px;">【出願番号】</p>	<p>32 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考29に該当する場合にあつては、「【秘密にすることを請求する期間】」）の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日に記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。</p> <p style="padding-left: 40px;">【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p style="padding-left: 80px;">【国名】</p> <p style="padding-left: 80px;">【出願日】</p> <p style="padding-left: 80px;">【出願番号】</p> <p style="padding-left: 40px;">【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p style="padding-left: 80px;">【国名】</p> <p style="padding-left: 80px;">【出願日】</p> <p style="padding-left: 80px;">【出願番号】</p>